

Sugiyama

梶山女学園大学院

現代マネジメント研究科

履修の手引

2024

修了まで
使用します

目 次

2024年度 大学院現代マネジメント研究科 年間行事予定表	1
I 現代マネジメント研究科の沿革・概要	2
II 現代マネジメント研究科のディプロマ・ポリシー カリキュラム・ポリシー	5
III 研究倫理	6
IV 履修要項	
(1) 窓口取扱時間	8
(2) 掲示・連絡	8
(3) 学籍の異動	8
(4) 授業時間	9
(5) 授業の出欠席	9
(6) 休講	9
(7) 災害時等における授業及び試験等の対応	10
(8) 課程修了の要件	10
(9) 授業科目の履修と研究指導の方法、履修の上限について	11
(10) 授業科目の履修登録時期について	11
(11) 授業科目の履修登録に関する注意事項	11
(12) 研究指導スケジュール及び履修モデル	12
(13) 授業科目、単位数及び担当教員	18
(14) 修士学位論文審査基準	19
(15) 修士論文の提出について	20
椋山女学園大学研究データの保存等に関するガイドライン	25
教育職員免許状の取得について	26
V 研究分野	29
VI 学則及び諸規程	35
時間割 (別刷り)	

2024年度 大学院現代マネジメント研究科 年間行事予定表

2024	月	火	水	木	金	土	日
3月	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
4月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	1	2	3	4	5
5月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31	1	2
	3	4	5	6	7	8	9
6月	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
7月	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
8月	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
9月	23	24	25	26	27	28	29
	30	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
10月	28	29	30	31	1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	1
11月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	1	2	3	4	5
12月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31	1	2
	3	4	5	6	7	8	9
2月	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
3月	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
2025 1月	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31	1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
2月	24	25	26	27	28	29	30
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30

I 現代マネジメント研究科の沿革・概要

沿革・目的

椋山女学園の創設者椋山正式は、1962(昭和37)年、星が丘キャンパスへの大学移転竣工式において、次のように述べています。「家政学を通して、一面には科学の蘊蓄を究めると同時に、一面には人間として常識に富み、清く正しく美しい、しかも温かい情操豊かな人格を養って、他日家庭人として、また社会人としても、幸福な人生を送られることを期待しているものであります。……人多き人の中にも人はなし、人となれ人、人となせ人というのがありますが、人間完成こそ、これ学園建学の精神であり、学校教育終局の目的であります。“諸君よ、人間になろう”」

この「人間になろう」という教育理念に基づき、椋山女学園は1905(明治38)年の創設以来、女性がより高度な教育を受ける機会を開き、積極的に文化の創造と人類福祉に貢献することを目標に掲げて努力を続けてきました。

現代マネジメント研究科の基礎となる、2003(平成15)年に開設した現代マネジメント学部は、地域、公共機関、企業及び国際社会における諸活動、諸問題等に係る広義のマネジメントに関する社会諸科学の専門的知識を学際的にかつ総合的に教育研究し、幅広い問題発見・解決能力及び行動力、組織における指導力並びに国際的視野で問題を把握する能力を兼ね備えた人材を養成してきました。

現代マネジメント研究科は、現代マネジメント学部を母体として、経営・経済系に特化し、より高度な教育研究を行うため、経営・経済系にマネジメントに必要な法律・政治系の科目も一部取り入れることによって、より高度な教育研究を効果的に行うこと、そして既存研究の成果に基づく優れた知識やアイデアの積極的かつ複合的な活用を図り、新たに高度な学術的知見を創造することによって知識基盤社会の形成と支援を担う高度な知識を有した女性を養成することを目的としています。

概要

社会で求められるイノベーション

少子高齢化、グローバル化、ICT化などが進むなか、将来の予測が困難な時代が到来しています。特にビジネスの分野では、普及品の生産など新興国と競争することは避け、新しい技術や発想により高付加価値の製品やサービスを創出することで活路を見出していく傾向が強くなっています。こうした社会を多様に支え、従来とは異なった視点で新たなビジネスモデルや新機軸を創造するイノベーションがいま求められており、とりわけ、女性の感性や多様な能力に大きな期待が寄せられています。

イノベーションを見つめ直す

イノベーションとは画期的な新技術やまったく新しい物事の仕組みを創造し、世の中に変革を促すことを意味します。日本では画期的な技術、それも単にモノづくりにつながる技術と理解されがちですが、これからの社会で求められるイノベーションはモノなどハード面だけではなく、サービ

スやビジネスの仕組みなどソフト面も重要な要素となってきています。グローバルな市場での競争の激化や多様な消費者ニーズへの対応など、これまで以上に速いスピードでのイノベーションの実現が求められている社会において、現代マネジメント研究科は、このソフト面での新しい市場、新しい供給源、新しい組織の3つの側面からイノベーションに着目しました。

イノベーションマネジメントを考える3つの領域とイノベーションマネジメント能力

現代マネジメント研究科の研究分野は、個人が属する組織体の経営に関わる問題を研究する『経営領域』、その組織体の会計・税務に関わる問題を研究する『会計・税務領域』、社会および国全体に関わる問題を研究する『経済・公共領域』の3領域です。これにより、経営戦略やマーケティングなどの経営分野に止まらず、会計・税務やサービスなど幅広い分野を研究対象とすることを可能にしています。さらにこれら3つの分野それぞれの「マネジメント」に関する専門的知識や研究能力を高め、高度な“イノベーションマネジメント能力”を身につけていきます。

イノベーションマネジメント能力を備えて

現代マネジメント研究科では、“イノベーションマネジメント能力”を備えることにより、新規ビジネスを創造する起業家や、新たなビジネスの課題を解決しイノベティブなビジネス・モデルの構築をおこなうことができる人材、国内外の組織のなかで既存の会計や税の仕組みを革新しビジネスの新機軸を創造することで活力のある知識基盤社会の構築に寄与する人材の育成をめざします。閉塞した今日の経済社会の壁を突破し、既存のモノや仕組みに対して高度な知識を統合してまったく新しい価値を生み出すことのできる知的人材が、いま求められています。

特長

経験豊富なゲスト・スピーカーから戦略的に思考する力を学ぶ

現代マネジメント研究科での研究目的は、今日の世界経済および地域経済の動向に即した新しい社会問題を研究し、その現象を的確に把握し、幅広い知識を複合的に利用しながらアプローチし、解決していく方策を学ぶことにあります。現代社会は目まぐるしく変化し、常に新しい多様な課題に直面しています。現代マネジメント研究科では、こうした社会を見据え、知識のみに偏らず、経験豊富なゲスト・スピーカーを招いて実務上の知見に接することを通して、研究対象と自らの研究との双方向性を保持し、戦略的に思考し意志決定を行う能力を身に付けることが可能です。

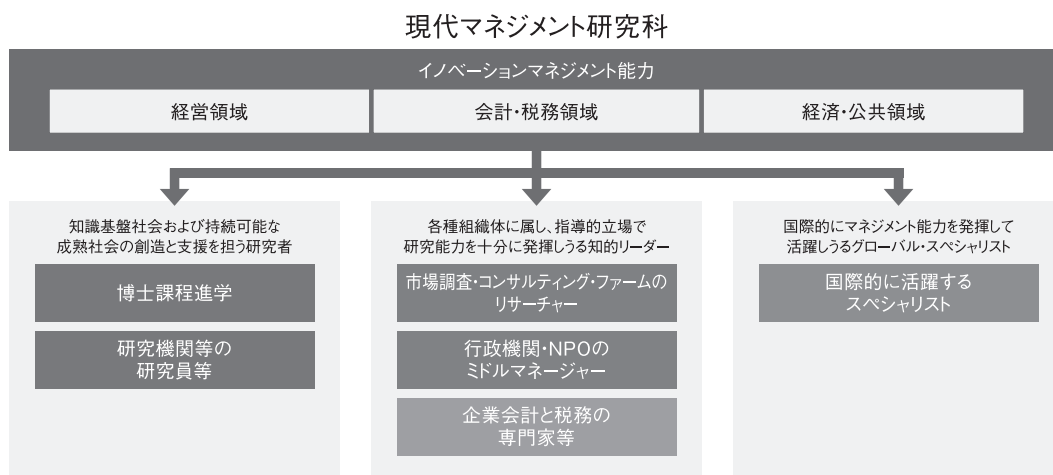
働きながら学ぶことができるカリキュラム

講義は現代マネジメント特別研究を除いて、すべての科目において半期（前期・後期）で開講する Semester 制を採用しています。集中的に学修することができ、効果的な研究指導を目指しています。また、社会人学生が働きながら学修・研究することができるように、平日の6限（18：30～20：00）及び土曜日の1限から4限（9：10～16：30）の時間帯にも開講する昼夜開講制を採用しています。また、必要に応じてメディア授業（リモート授業）も取り入れています。

社会でリーダー層となる女性を育てる

現代マネジメント研究科では、技術系大学院の研究科ではなく、さらに女子大という特徴をも生かし、将来の①各種組織体に属し、指導的立場で研究能力を十分に発揮しうる知的リーダー、②国際的にマネジメント能力を発揮して活躍できるスペシャリストとなる人材、③知識基盤社会及び持続可能な成熟社会の創造と支援を担う研究者の輩出を目指しています。これらを念頭に、社会における指導的な立場で活躍する女性を養成していきます。

修了後の進路イメージ



Ⅱ 現代マネジメント研究科のディプロマ・ポリシー カリキュラム・ポリシー

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

現代マネジメント研究科は、社会の諸現象に係る広義のマネジメントに関する高度な専門知識と研究能力を身につけることにより、現代社会の諸問題を主体的に解決するとともに、新たな価値を生み出し、持続可能な成熟社会の創造と発展に寄与できる人に修士の学位を授与します。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

現代マネジメント研究科は、経済的に高度に発展し、少子高齢化を伴う成熟した現代社会が抱える諸課題に対して、その現象を的確に把握し、解決の方策を体系的かつ専門的な知識を学ぶことによって、イノベーションマネジメント能力を涵養します。

本研究科で対象とする「イノベーション」は、従来よりも広い意味を持ち、3つの研究領域でそれぞれの「イノベーションマネジメント」に関する研究能力を備えることを意図しています。授業科目としては、イノベーションマネジメント能力を涵養するために、個人が属する組織体に係る問題を扱う「経営領域」、その組織体の会計・税務に係る問題を扱う「会計・税務領域」、社会及び国全体に係る問題を扱う「経済・公共領域」にそれぞれ関連する科目を配置して指導にあたります。

Ⅲ 研究倫理

「研究倫理」：レポート・口頭発表資料・卒業論文・修士論文等の作成に当たっての注意

研究倫理教育の必要性

昨今、研究論文のデータ捏造などの研究活動上の不正行為が大きな社会問題となっています。大学生・大学院生の皆さんは、「コピペ」という言葉を耳にしたことがあると思いますが、これも研究活動上の他人の文章の盗用にあたり、社会問題の一つとして厳しい処分を受けることになります。

私たちの社会は、研究活動を通じて身の回りにある事象を正しく見て、正しく考え、正しく対処することの繰り返しによって成り立ち、今日の科学技術の発展に繋がっています。もし、不正行為がまかり通ってしまえば、間違った情報による結果を利用することになり、私たち自身が大きな被害を受けることにもなります。

こうした社会的信頼を失わないためにも、基本となる研究活動の取り組み方を考える必要があります。

椋山女学園大学では、研究倫理教育という考えのもと、正しい研究活動への取り組みが行われるよう支援を行っています。

<研究活動における不正行為とは何か？>

「研究活動による不正行為」とは、研究成果の内容に、データや調査結果等の捏造（ねつぞう）、改ざん及び盗用を行うことです。以下の不正行為は、授業等で課題として提出するレポートにも該当し、適用されます。

①捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成することです。実際に行っていない実験の結果や原資料収集処理の結果等をでっち上げることを言います。

②改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。研究活動成果のつじつま合わせをすることを言います。

③盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。他の研究者の文章や図版を引用する際に、引用元（出典元）を明記せず、自分の考えとして作成（発表）することを言います。「コピペ」もこれに当たります。

④二重投稿

他の学術誌等に既発表（学会の口頭発表は含まれません。）又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

⑤不適切なオーサーシップ

論文著作者が適正に公表されないこと。論文の作成に関わった著作者、共著者、実験やデータの分析に関わった人は、すべて掲載することが求められています。これらの人々が掲載されないことを指しています。

<研究活動の基本事項>

レポート・口頭発表資料・卒業論文・修士論文等の作成に当たり、調査や研究に取り組むこととなりますが、その中に、意図的でないしる、不正行為となってしまう例が多々ありますので、以下のことを踏まえて、研究活動を進めていきましょう。

①研究を行うに当たっての責任

研究を行うに当たっては、関係法令や本学の諸規程を遵守するとともに、社会からの信頼と負託

の上に成り立っていることを自覚し、良心と信念に従い誠実に行わなければなりません。

②情報・データの収集及び管理

研究に関する情報やデータは、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法、手段により、収集、保管を行わなければなりません。

③インフォームド・コンセント

人の行動、思想信条、環境、心身等に関する個人情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者（被験者）に対し、事前に研究の目的、収集方法等について分かりやすく説明し、書面等により提供者の同意を得る必要があります。

④個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、関係法令や本学の諸規程を遵守し、利用目的の明確化、内容の正確性の確保等の適正な取扱いに努めるとともに、資料、情報、データ等の管理に万全を期し、他に漏らしてはなりません。

⑤研究機器、薬品等の安全管理

研究実験で研究装置・機器、薬品及び材料等を使用する場合は、関係法令や本学の諸規程を遵守し、その安全管理に努めるとともに、責任をもって処理しなければなりません。

⑥研究成果の公表等

研究の遂行及び成果の発表では、他者の知的財産の侵害、捏造、改ざん、盗用、不適切なオーサーシップ等の不正な行為を行ってはなりません。

⑦差別、ハラスメントの排除

研究活動のすべてにおいては、個人の人格及び自由を尊重し、属性、思想、信条等による差別、ハラスメント行為を行ってはなりません。

生成 AI 活用にあたっての注意

生成 AI とは

生成 AI は、私たちの生活における、様々な場面で活用が進んでいます。今後はさらに社会活動の中で、重要なツールとなるとともに、大学での学びをより効果的なものとする可能性を有しています。

しかしながら、その一方で、現時点で課題も多く存在し、活用にあたっては様々な問題点に留意する必要があります。

< 梶山女学園大学における生成 AI の基本的な取扱いについて >

講義や演習の内容により、生成 AI をツールとして活用することで学習効果を高めることができると担当教員が判断する場合は、その指示の範囲内で使用することを可能とします。

< 使用にあたっての注意事項 >

生成 AI を使用して得た結果をそのままレポート等に用いることは、他人の論文、出版物、ウェブサイト、作品等から、適切な引用処理を行わずに流用する剽窃行為とみなされる場合があります。また、検索ツールとして使用する場合であっても、使用して得た内容には誤りが混ざっていることも少なくないため、自身でしっかり確認する必要があります。

また、生成 AI は、利用者が入力した情報を記録及び学習する特性を有しているため、次のような情報は入力してはいけません。

- ・自分もしくは他者の個人情報やプライバシー情報等
- ・研究活動で得た未公開データ等の機密事項
- ・他者の名誉を傷つける言葉、信用を失墜させるおそれのある言葉
- ・虚偽の情報

以上

IV 履修要項

(1) 窓口取扱時間

本研究科の事務取扱時間は、下記のとおりです。夏・冬・春季休業期間など、取扱時間を変更する場合は、別途連絡します。

キャンパス	取扱時間
星が丘キャンパス	平日 9:00～18:00
	土曜日 9:00～13:00
サテライトキャンパス事務室 (現代マネジメント学部棟 104室)	平日 18:00～20:00

(2) 掲示・連絡

学生への伝達、連絡事項は、すべてS*map又は掲示で行います。呼び出し等があれば、早急に関係部署と連絡をとらなくてはなりません。

※S*map (エス・マップ) について

相山女学園大学での学生生活に関して、みなさんの知りたい情報や履修登録他、各種登録・連絡についてはWeb(インターネット)を通じて行います。学内のみならず学外からの利用も可能です。

お知らせや休講連絡・教職員からの呼び出し、授業予定など毎日必ずチェックするようにしてください。携帯電話等に情報を転送することもできます。

URL https://portal.sugiyama-u.ac.jp/s_map/

※緊急の連絡事項が生じた場合以外、電話による問い合わせ(行事予定、休講、成績等)には、対応することができません。

(3) 学籍の異動

休学・退学または復学を希望する場合は、事前に指導教員に相談してください。指導教員との面談の後、教務課より各諸願(届)用紙を受け取ってください。休学および復学する場合は、履修登録のスケジュール等について事前に教務課に確認してください。

学籍異動の種類	手続の方法	手続期間
休学	<ul style="list-style-type: none">• 病気、その他やむを得ない事由により修学を一時的に中止しようとする場合は、「休学願」を提出してください。• 病気のときは「休学願」に医師の診断書を添付してください。• 休学期間中の授業料等は徴収しません。ただし、在籍料として年間100,000円(半期50,000円)を、半期ごとに徴収します。	各学期の始まる2ヶ月前まで
復学	<ul style="list-style-type: none">• 休学の事由が解消して修学に復する場合は、「復学願」を提出してください。	前期：前年度1月末まで 後期：7月末まで
退学	<ul style="list-style-type: none">• 退学を願い出る場合は、「退学願」を提出してください。• 「退学願」提出の際、学生証は学生課に返納しなければなりません。	

※休学、復学、退学が許可された者には通知書を交付します。

(4) 授業時間

学期は前期、後期の2期とします。各週は月曜日より土曜日までを授業日とし、授業時間は次のとおりです。

時 限	授業時間
第 1 時 限	9 : 10 ~ 10 : 40
第 2 時 限	10 : 50 ~ 12 : 20
第 3 時 限	13 : 20 ~ 14 : 50
第 4 時 限	15 : 00 ~ 16 : 30
第 5 時 限	16 : 40 ~ 18 : 10
第 6 時 限	18 : 30 ~ 20 : 00

(5) 授業の出欠席

授業は原則としてすべて出席することが求められます。欠席が授業回数の3分の1を超えるときは、その授業科目の単位が与えられません。

また、本学では「公欠制度」はありません。欠席の扱いは、各教科の担当教員に一任されているので、欠席理由のある場合は、直接担当教員に申し出てください。ただし、数週間にわたる入院など教員と連絡を取ることが不可能な場合は、教務課がこれに代わることがあるため、早期の連絡を心がけるようにしてください。

※裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に基づき、裁判員選任手続期日及び審理・公判のため、授業を欠席する場合は、教務課に申し出てください。所定様式を提出することにより、成績評価「失格」の要件となる欠席扱いとはなりません。

※学校保健安全法に定める学校感染症に罹患した場合は、集団感染予防のため、所定期間は出席停止とします。詳細は、S*map キャビネット一覧にある「学校感染症（学生用）」を確認してください。参照してください。

(6) 休講

学内行事や教員の公務等により授業が休講となる場合には、担当教員からの連絡があり次第、通知します。休講通知がなく、始業時間より30分以上経過しても担当教員の教室への出講がない場合には、教務課の指示にしたがってください。授業が休講となった場合には、原則として補講します。

また、災害などの緊急時における授業の実施については原則として【休講措置】に従います。

(7) 災害時等における授業及び試験等の対応

【休講措置】

台 風		
愛知県尾張東部地域または、同地域内のいずれかの市町村において暴風警報が発令された場合	午前7時前（7時を含まない）に解除された場合	通常どおり
	午前7時現在で発令されている場合	1・2限休講
	午前11時現在で発令されている場合	すべて休講
在校中、上記地域に暴風警報が発令された場合	授業や試験または大学行事は、大学の指示により、休講または中止となります。	

■注意事項

1. 暴風警報が通学範囲内に発令されている場合、学生は登校を控えてください。
2. 暴風警報以外の警報発令時において交通機関が運休した場合、または身体の危険を感じた場合も、学生は無理な登校をしないでください。
3. 以上の場合には後日、遅滞なく担当教員に申し出てください。

●尾張東部地域：名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
 ※授業や試験または大学行事中に休講または中止となった場合は、各授業担当者または大学行事の担当教員に出席を報告した後に帰宅してください。

地 震			
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発令された場合	災害対策本部からの指示があるまで待機してください。 授業や試験又は大学行事がある場合は指示があるまで中断となります。		
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒／巨大地震注意）が発令された場合	在校中の場合	授業や試験又は大学行事は直ちに打ち切られます。 避難については教職員の指示に従ってください。	授業再開など、その後の対応はホームページ、S*map、災害伝言ダイヤルなどで案内します。
	在校中でない場合	授業や試験又は大学行事を中止あるいは延期します。 登下校中の場合は直ちに帰宅してください。ただし、状況に応じて大学又は最寄りの避難場所に避難してください。	

※授業や試験または大学行事中に休講または中止となった場合は、各授業担当者または大学行事の担当教員に出席を報告した後に帰宅してください。

交通機関のストライキ		
名鉄（電車・バス）、名古屋市営交通（地下鉄・バス）のいずれかが、ストライキを実施した場合	午前7時前（7時を含まない）に解除された場合	通常どおり
	午前7時現在でストライキが継続している場合	1・2限休講
	午前11時現在でストライキが継続している場合	すべて休講

交通機関の運休等の場合	
何らかの事情により交通機関が運休となる場合	授業や試験または大学行事は、大学の指示により、休講または中止とする場合があります。

(8) 課程修了の要件

〔1〕大学院修士課程の標準修業年限は2年です。2年間で所定の単位を修得できない場合は在学期間を延長することができますが、通算して4年を超えることはできません。

- 〔2〕標準修業年限2年を計画的に3年かけて修了する長期履修学生は3年間で所定の単位を修得します。
- 〔3〕現代マネジメント研究科に2年以上在学し、授業科目について所定の単位を修得し、かつ修士論文の審査及び最終の試験に合格したものに、修士（マネジメント）の学位を授与します。
- 〔4〕研究科の授業科目についての所定の単位数は次のとおりです。
1. 修了要件は、計30単位とする。
 2. 研究指導教員の現代マネジメント特別演習A（1単位）、現代マネジメント特別演習B（1単位）及び現代マネジメント特別研究（4単位）を必修（計6単位）とする。
 3. 選択必修科目のうち4単位以上選択履修することとする。
 4. 選択科目の3つの領域のうち、修士論文と最も関係の深い領域から10単位以上を選択履修することとする。
 5. 現代マネジメント特別研究における研究成果については、「修士論文」を提出し、口頭試問に合格することとする。

（9）授業科目の履修と研究指導の方法、履修の上限について

研究科の教育は授業科目の授業と学位論文の作成等に対する指導によって行います。この指導に当たる教員を指導教員とします。

それぞれの指導教員に相談して当該年度に履修する授業科目を決定し、所定の期間にパソコンを利用して、S*map上で履修登録を行います。S*map履修登録の操作方法については、別冊の操作マニュアルを参照してください。

（10）授業科目の履修登録時期について

修士課程の履修登録は年2回、前期と後期に行うことができます。

①前期

年間（前期・後期）の履修計画を立て、後期科目についても履修登録してください。

②後期

所定の期間に4月に行った仮登録状況を確認し、変わる点があれば変更してください。

（11）授業科目の履修登録に関する注意事項

- ①受講及び単位の修得を希望する授業科目については必ず履修登録を行ってください。この登録を怠ると授業科目の履修はできず、単位は認定されません。
- ②履修計画を立てるにあたっては、本冊子を参考にし、それぞれの主指導教員に指導を受けてください。
- ③一度履修登録が確定した科目は、変更したり、追加・削除することができません。
- ④一度単位を修得した科目について、再び履修登録をすることはできません。

(12) 研究指導スケジュール及び履修モデル

本研究科での年間のスケジュールと履修モデルについてお知らせします。大切なことは、何をどのように学びたいかという問題意識であり、どの科目を何単位受講するかではありません。年間のスケジュールを確認し無理のない履修計画を立てるようにしてください。履修登録時には研究指導教員と科目履修の相談をして履修登録を行ってください。

履修モデルは本研究科で学ぶにあたり、5つのモデルを作成し、そのモデル毎の履修科目について掲載したのになります。モデルとしての履修科目であり、必ずしもこの履修科目が必要ではありませんが、履修計画を立てる際の参考としてください。

研究指導年間スケジュール表

月	1年次	2年次
4	【新入生オリエンテーション】 ・カリキュラム等の説明 ・研究計画の立て方の説明 ・研究指導教員による科目履修相談 【履修登録】 ・研究指導教員と科目履修の相談 【2年間の研究計画概要書の提出】 ・研究指導教員と相談し、修士論文のテーマ・構想を仮に立てる。 【1年生の研究計画書の提出】 ・研究指導教員と相談	【履修登録】 ・研究指導教員と科目履修の相談 現代マネジメント特別研究で修士論文の作成指導を受ける。 【2年生の研究計画書の提出】 ・研究指導教員と相談 ・修士論文のテーマ・構想
5	現代マネジメント特別演習Aで参考文献・データの収集の仕方と文献の読み込み方を学修する。	
6	【修士論文のテーマ・構想の検討】	
8	【修士論文構想の合同発表会①】 ・仮段階の修士論文の構想を1年生全員で発表する。相互に研究の構想と進捗状況を知り、他の研究指導教員からのアドバイスを受けることによって、自分の修士論文の構想をブラッシュ・アップする。 【研究合宿・現地調査等】 ・夏期休暇中に必要に応じて研究指導教員の指導の下で行う。	【修士論文中間合同発表会】（上旬） ・修士論文の中間発表を2年生全員で行う。相互に修士論文の進捗状況を知り、他の研究指導教員からもアドバイスを受けることによって、自分の修士論文をブラッシュ・アップする。 【研究合宿・現地調査等】 ・夏期休暇中に必要に応じて研究指導教員の指導の下で行う。
10	【修士論文のテーマ・構想の再検討】 ・現代マネジメント特別演習Bで修士論文作成の基礎力を学修する。	
11		修士論文題目申請
12	【修士論文構想の合同発表会②】 ・ある程度固まった修士論文の構想を1年生全員で発表する。相互に研究の構想と進捗状況を知り、他の研究指導教員からのアドバイスを受けることによって、自分の修士論文の構想をまとめていく。	【修士論文最終報告会（研究発表会）】（中旬） ・他の院生・教員の傍聴可 ・最終報告会后、主査1名、副査2名に論文を仮提出し、指導を受ける。
1	【修士論文テーマ・構想の確定】 ・春期休暇中の研究について研究指導教員と相談	【修士論文提出】（中旬）
2		【修士論文口頭試問】（上旬） ・主査1名、副査2名 ・口頭試問後に、優秀論文に「研究科長賞」が授与されることがある。
3		【学位授与式】

研究指導年間スケジュール表（長期履修学生用）

月	1年生(1年目)	2年生-1(2年目)	2年生-2(3年目)
4	<p>【新入生オリエンテーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム等の説明 ・研究計画の立て方の説明 ・研究指導教員による科目履修相談 <p>【履修登録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導教員と科目履修の相談 <p>【3年間の研究計画概要書の提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導教員と相談し、修士論文のテーマ・構想を仮に立てる。 <p>【1年生の研究計画書の提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導教員と相談 	<p>【履修登録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導教員と科目履修の相談 <p>【2年生-1の研究計画書の提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導教員と相談 	<p>【履修登録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導教員と科目履修の相談 <p>現代マネジメント特別研究で修士論文の作成指導を受ける。</p> <p>【2年生-2の研究計画書の提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導教員と相談 ・修士論文のテーマ・構想
5	現代マネジメント特別演習Aで参考文献・データの収集の仕方と文献の読み込み方を学修する。		
6	【修士論文のテーマ・構想の検討】	【修士論文のテーマ・構想の再検討】	
8	<p>【修士論文構想の合同発表会①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮段階の修士論文の構想を1年生全員で発表する。相互に研究の構想と進捗状況を知り、他の研究指導教員からのアドバイスを受けることによって、自分の修士論文の構想をブラッシュ・アップする。 <p>【研究合宿・現地調査等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏期休暇中に必要に応じて研究指導教員の指導の下で行う。 	<p>【修士論文構想の合同発表会③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ある程度固まった修士論文の構想を1年生と合同で発表する。相互に研究の構想と進捗状況を知り、他の研究指導教員からのアドバイスを受けることによって、自分の修士論文の構想をまとめていく。 <p>【研究合宿・現地調査等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏期休暇中に必要に応じて研究指導教員の指導の下で行う。 	<p>【修士論文中間合同発表会】（上旬）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修士論文の中間発表を2年生全員で行う。相互に修士論文の進捗状況を知り、他の研究指導教員からもアドバイスを受けることによって、自分の修士論文をブラッシュ・アップする。 <p>【研究合宿・現地調査等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏期休暇中に必要に応じて研究指導教員の指導の下で行う。
10	現代マネジメント特別演習Bで修士論文作成の基礎力を学修する。		
11			修士論文題目申請
12	<p>【修士論文構想の合同発表会②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮段階の修士論文の構想を1年生全員で発表する。相互に研究の構想と進捗状況を知り、他の研究指導教員からのアドバイスを受けることによって、自分の修士論文の構想をブラッシュ・アップする。 	<p>【修士論文構想の合同発表会④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修士論文の構想を1年生と合同で発表する。相互に研究の構想と進捗状況を知り、他の研究指導教員からのアドバイスを受けることによって、自分の修士論文をブラッシュ・アップする。 	<p>【修士論文最終報告会(研究発表会)】（中旬）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の院生・教員の傍聴可 ・最終報告会后、主査1名、副査2名に論文を仮提出し、指導を受ける。
1		<p>【修士論文テーマ・構想の確定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春期休暇中の研究について研究指導教員と相談 	【修士論文提出】 （中旬）
2			<p>【修士論文口頭試問】（上旬）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主査1名、副査2名 ・口頭試問後に、優秀論文に「研究科長賞」が授与されることがある。
3			【学位授与式】

履 修 モ デ ル

① 経営分野においてより高度で専門的な研究活動に向かう者

	1 年生		2 年生		単位数	
	前期	後期	前期	後期		
必修科目	現代マネジメント特別演習A	現代マネジメント特別演習B	現代マネジメント特別研究		6	
選択必修科目		イノベーションマネジメント特論（経営）	イノベーションマネジメント特論（経済）		4	
選択科目	経営領域	経営管理特論A 経営戦略特論A マーケティング特論A	経営管理特論B 経営戦略特論B マーケティング特論B	国際経営特論A ファイナンス特論A	経営戦略特論C 国際経営特論B ファイナンス特論B	22
	会計・税務領域	管理会計特論A	管理会計特論B	管理会計特論C		6
	経済・公共領域			労働経済特論A	労働経済特論B	4
単位数	20		22		42	

②-I 市場調査・コンサルティングファームのリサーチャー

	1 年生		2 年生		単位数	
	前期	後期	前期	後期		
必修科目	現代マネジメント特別演習A	現代マネジメント特別演習B	現代マネジメント特別研究		6	
選択必修科目		イノベーションマネジメント特論（経営）			2	
選択科目	経営領域	経営管理特論A マーケティング特論A 生活経営特論A	経営管理特論B マーケティング特論B 生活経営特論B	アントレプレナーシップ特論 ファイナンス特論A	経営戦略特論C ファイナンス特論B	20
	会計・税務領域			管理会計特論A	管理会計特論B	4
	経済・公共領域	金融特論A	金融特論B	都市経済特論A	都市経済特論B	8
単位数	20		20		40	

②-II 行政機関・NPO のミドルマネージャー

	1 年生		2 年生		単位数
	前期	後期	前期	後期	
必修科目	現代マネジメント特別演習A	現代マネジメント特別演習B	現代マネジメント特別研究		6
選択必修科目	イノベーションマネジメント特論（経済）	イノベーションマネジメント特論（経営）			4
選択科目	経営領域	経営管理特論A 生活経営特論A	経営管理特論B 生活経営特論B		8
	会計・税務領域			税務会計特論A 税務会計特論B	4
	経済・公共領域	労働経済特論A 公共政策特論A	労働経済特論B 公共政策特論B	都市経済特論A	都市経済特論B
単位数	22		12		34

②-Ⅲ 企業会計と税務の専門家等 ※会計・税務特別プログラムの履修科目を含む。(P.47 参照)

	1 年生		2 年生		単位数	
	前期	後期	前期	後期		
必修科目	現代マネジメント特別演習 A	現代マネジメント特別演習 B	現代マネジメント特別研究		6	
選択必修科目		イノベーションマネジメント特論 (経営) イノベーションマネジメント特論 (会計)			4	
選択科目	経営領域	経営管理特論 A	経営管理特論 B		4	
	会計・税務領域	会計学特論 A 税務会計特論 A 租税法特論 A	会計学特論 B 税務会計特論 B 租税法特論 B	監査特論 A 管理会計特論 A	監査特論 B 管理会計特論 B	20
	経済・公共領域				0	
単位数	22		12		34	

③ 国際的に活躍するスペシャリストを目指す者

	1 年生		2 年生		単位数	
	前期	後期	前期	後期		
必修科目	現代マネジメント特別演習 A	現代マネジメント特別演習 B	現代マネジメント特別研究		6	
選択必修科目		イノベーションマネジメント特論 (経営) 外国語文献研究 B	外国語文献研究 A		6	
選択科目	経営領域	経営管理特論 A 国際経営特論 A	経営管理特論 B 国際経営特論 B	経営戦略特論 A	経営戦略特論 B	12
	会計・税務領域	会計学特論 A			会計学特論 B	4
	経済・公共領域	国際経済特論 A	国際経済特論 B	経済法特論 A	経済法特論 B	8
単位数	20		16		36	

履 修 モ デ ル （長期履修学生用）

① 経営分野においてより高度で専門的な研究活動に向かう者

	1年生(1年目)		2年生-1(2年目)		2年生-2(3年目)		単位数
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
必修科目	現代マネジメント特別演習A	現代マネジメント特別演習B			現代マネジメント特別研究		6
選択必修科目		イノベーションマネジメント特論(経営)	イノベーションマネジメント特論(経済)				4
選択科目	経営領域	経営管理特論A 国際経営特論A	経営管理特論B 国際経営特論B	経営戦略特論A マーケティング特論A	経営戦略特論B マーケティング特論B	ファイナンス特論A 経営戦略特論C ファイナンス特論B	22
	会計・税務領域			管理会計特論A	管理会計特論B	管理会計特論C	6
	経済・公共領域					労働経済特論A 労働経済特論B	4
単位数	12		14		16		42

②-Ⅰ 市場調査・コンサルティングファームのリサーチャー

	1年生(1年目)		2年生-1(2年目)		2年生-2(3年目)		単位数
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
必修科目	現代マネジメント特別演習A	現代マネジメント特別演習B			現代マネジメント特別研究		6
選択必修科目		イノベーションマネジメント特論(経営)					2
選択科目	経営領域	マーケティング特論A 生活経営特論A	マーケティング特論B 生活経営特論B	経営戦略特論A アントレプレナーシップ特論	経営戦略特論B	ファイナンス特論A 経営戦略特論C ファイナンス特論B	20
	会計・税務領域					管理会計特論A 管理会計特論B	4
	経済・公共領域			金融特論A	金融特論B	都市経済特論A 都市経済特論B	8
単位数	12		10		18		40

②-Ⅱ 行政機関・NPOのミドルマネージャー

	1年生(1年目)		2年生-1(2年目)		2年生-2(3年目)		単位数
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
必修科目	現代マネジメント特別演習A	現代マネジメント特別演習B			現代マネジメント特別研究		6
選択必修科目		イノベーションマネジメント特論(経営)	イノベーションマネジメント特論(経済)				4
選択科目	経営領域	経営管理特論A		生活経営特論A 経営管理特論B 生活経営特論B			8
	会計・税務領域					税務会計特論A 税務会計特論B	4
	経済・公共領域	労働経済特論A 公共政策特論A	労働経済特論B 公共政策特論B	都市経済特論A	都市経済特論B		
単位数	14		12		8		34

②-Ⅲ 企業会計と税務の専門家等

	1年生(1年目)		2年生-1(2年目)		2年生-2(3年目)		単位数
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
必修科目	現代マネジメント特別演習A	現代マネジメント特別演習B			現代マネジメント特別研究		6
選択必修科目		イノベーションマネジメント特論(会計)		イノベーションマネジメント特論(経営)			4
選択科目	経営領域	経営管理特論A		経営管理特論B			4
	会計・税務領域	会計学特論A 税務会計特論A	会計学特論B 税務会計特論B	監査特論A 租税法特論A	監査特論B 租税法特論B	管理会計特論A 管理会計特論B	20
	経済・公共領域						0
単位数	14		12		8		34

③ 国際的に活躍するスペシャリストを目指す者

	1年生(1年目)		2年生-1(2年目)		2年生-2(3年目)		単位数
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
必修科目	現代マネジメント特別演習A	現代マネジメント特別演習B			現代マネジメント特別研究		6
選択必修科目	外国語文献研究A	外国語文献研究B		イノベーションマネジメント特論(経営)			6
選択科目	経営領域	国際経営特論A 国際経営特論B	経営管理特論A	経営管理特論B	経営戦略特論A 経営戦略特論B	経営戦略特論B	12
	会計・税務領域	会計学特論A		会計学特論B			4
	経済・公共領域		国際経済特論A	国際経済特論B	経済法特論A 経済法特論B	経済法特論B	8
単位数	12		12		12		36

(13) 授業科目、単位数及び担当教員
(現代マネジメント研究科現代マネジメント専攻)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	期	単位数			担当教員
				必修	選択	自由	
必修科目	現代マネジメント特別演習A	1	前期	1			教授 東 珠実、教授 植林 茂、教授 黒田達朗、 教授 柴 由花、教授 椋山泰生、教授 野崎祐子、 教授 南知恵子、准教授 苗 馨允、 准教授 水野英雄、准教授 山本将成
	現代マネジメント特別演習B	1	後期	1			教授 東 珠実、教授 植林 茂、教授 黒田達朗、 教授 柴 由花、教授 椋山泰生、教授 野崎祐子、 教授 南知恵子、准教授 苗 馨允、 准教授 水野英雄、准教授 山本将成
	現代マネジメント特別研究	2	通年	4			教授 東 珠実、教授 植林 茂、教授 黒田達朗、 教授 柴 由花、教授 野崎祐子、教授 南知恵子、 准教授 水野英雄
選択必修科目	イノベーションマネジメント特論（経営）	1	後期	2		2	教授 佐々木圭吾
	イノベーションマネジメント特論（会計）	1	後期	2		2	非常勤講師 間瀬典典
	イノベーションマネジメント特論（経済）	1	前期	2			准教授 水野英雄
	外国語文献研究A	1	前期	2			教授 野崎祐子
	外国語文献研究B	1	後期	2			教授 野崎祐子
経営領域	経営管理特論A	1	前期	2			非常勤講師 砂口文兵
	経営管理特論B	1	後期	2			非常勤講師 砂口文兵
	経営戦略特論A	1	前期	2			准教授 石井圭介
	経営戦略特論B	1	後期	2			准教授 石井圭介
	経営戦略特論C	1	後期	2			教授 椋山泰生
	国際経営特論A	1	前期	2			教授 椋山泰生
	国際経営特論B	1	後期	2			教授 椋山泰生
	アントレプレナーシップ特論	1	前期	2			教授 佐々木圭吾
	ファイナンス特論A	1	前期	2			講師 瀧澤 創
	ファイナンス特論B	1	後期	2			講師 瀧澤 創
	マーケティング特論A	1	前期	2			教授 南知恵子
	マーケティング特論B	1	後期	2			教授 南知恵子
	生活経営特論A	1	前期	2			教授 東 珠実
	生活経営特論B	1	後期	2			教授 東 珠実
選択科目	会計学特論A	1	前期	2		2	准教授 苗 馨允・非常勤講師 小林 翔
	会計学特論B	1	後期	2		2	准教授 苗 馨允・非常勤講師 小林 翔
	管理会計特論A	1	前期	2		2	非常勤講師 西崎賢治
	管理会計特論B	1	後期	2		2	非常勤講師 西崎賢治
	管理会計特論C	1	前期	2			講師 瀧澤 創
	監査特論A	1	前期	2		2	非常勤講師 首藤洋志
	監査特論B	1	後期	2		2	非常勤講師 首藤洋志
	税務会計特論A	1	前期	2		2	教授 柴 由花・准教授 仲尾育哉・ 非常勤講師 川村美香・非常勤講師 藤原健二
	税務会計特論B	1	後期	2		2	教授 柴 由花・准教授 仲尾育哉・ 非常勤講師 川村美香・非常勤講師 藤原健二
	租税法特論A	1	前期	2		2	2024 年度非開講
租税法特論B	1	後期	2		2	2024 年度非開講	
経済・公共領域	労働経済特論A	1	前期	2			教授 野崎祐子
	労働経済特論B	1	後期	2			教授 野崎祐子
	国際経済特論A	1	前期	2			准教授 水野英雄
	国際経済特論B	1	後期	2			准教授 水野英雄
	都市経済特論A	1	前期	2			教授 黒田達朗
	都市経済特論B	1	後期	2			教授 黒田達朗
	金融特論A	1	前期	2			教授 植林 茂
	金融特論B	1	後期	2			教授 植林 茂
	公共政策特論A	1	前期	2			准教授 前田 出
	公共政策特論B	1	後期	2			准教授 前田 出
	経済法特論A	1	前期	2			准教授 山本将成
経済法特論B	1	後期	2			准教授 山本将成	

修了要件及び履修方法

1. 修了要件は、計 30 単位とする。
2. 研究指導教員の現代マネジメント特別演習 A（1 単位）、現代マネジメント特別演習 B（1 単位）及び現代マネジメント特別研究（4 単位）を必修（計 6 単位）とする。
3. 選択必修科目のうち 4 単位以上選択履修することとする。
4. 選択科目の 3 つの領域のうち、修士論文と最も関係の深い領域から 10 単位以上を選択履修することとする。
5. 現代マネジメント特別研究における研究成果については、「修士論文」を提出し口頭試問に合格することとする。

(14) 修士学位論文審査基準

〈現代マネジメント研究科 修士学位論文審査基準〉

修士論文の審査に関しては、椋山女学園大学大学院現代マネジメント研究科ディプロマ・ポリシーの到達目標を考慮しつつ、以下の審査基準によって総合的な評価を行う。

(審査体制・審査方法)

- ・審査委員会は、主査（論文指導担当教員）1 名及び副査（研究科委員会で選出する。）2 名をもって構成する。
- ・審査は、論文審査及び最終試験（口頭試問）により行う。
- ・審査は、審査委員の合議で行う。
- ・審査委員会は、学位論文の内容の要旨、審査の要旨及び試験の結果の要旨を研究科委員会に文書をもって報告する。

(審査項目)

専攻領域の研究の遂行に必要な知識、理解力、問題解決能力等を習得し、かつ高度な専門性と研究能力を有していると認められるものに修士の学位を授与する。修士の学位を受けるものについては次の点を考慮して評価を行う。

- (1) 問題意識が明確で、研究の課題設定が適切であること。
- (2) 先行研究の整理が十分かつ適切に検討されていること。
- (3) 論文の構成に整合性があり、分析の内容や展開に説得力があること。
- (4) 論文の内容にオリジナリティがあること。
- (5) 引用等が適切になされることを含め、研究倫理の遵守に配慮すること。
- (6) 研究課題を十分に解明していること。

* 研究活動の遂行にあたっては、「椋山女学園研究活動における不正行為への対応等に関する規準」（平成 27 年大規準第 11 号）及び「椋山女学園大学研究データの保存等に関するガイドライン」（平成 30 年大規準第 10 号）に基づき、研究倫理に留意すること。

(審査基準)

上記の審査項目すべてを満たす修士論文を、最終試験を経た上で、修士論文として合格とする。

(15) 修士論文の提出について

[1] 提出書類

(1) 修士論文提出前

修士論文を提出し、論文審査を受けることを希望する場合は、次の手続きを行うこと。

〈提出物〉 「修士論文提出に関する届」：論文タイトル (P.22 参照)

〈提出期限〉 11 月末まで

〈提出先〉 学園センター 2 階 教務課

(2) 修士論文提出時

〈提出物〉 ① 「学位論文審査願」 (P.59 参照)

教務課より S*map のキャビネットに様式を公開するので記入・押印すること。

② 「修士論文」 (3 部)

未製本の状態でファイルに綴じて提出すること。

③ 「修士論文要旨」 (3 部) (P.24 参照)

データは USB に保存して教務課窓口へ提出すること。

〈提出期限〉 1 月中旬頃

〈提出先〉 学園センター 2 階 教務課

(3) 修士論文審査後

〈提出物〉 ① 「修士論文完成版」 (2 部)：口頭試問での指摘等を踏まえて修正した最終稿を印刷したもの

② 「修士論文閲覧・複写許諾書」 (1 通)：印鑑を持参し教務課にて用紙に記入

〈提出期限〉 修士論文の審査終了後、2 月末までに提出

〈提出先〉 学園センター 2 階 教務課

[2] 修士論文の書式設定

① 表紙 (P.23 も参照)

・記載内容：題目 (主題・副題)、大学名、研究科名、専攻名、領域名、学籍番号、氏名

・余白：上 50mm 下 40mm 左 40mm 右 20mm

・フォント：主題 18 ポイント、副題 16 ポイント、大学名等 14 ポイント、学籍番号・氏名 18 ポイント、日本語は MS 明朝、英語は Times New Roman

② 本文

・体裁：A 4 版、片面印刷

・余白：上 35mm 下 30mm 左 30mm 右 30mm

・フォント：10.5 ポイント、日本語は MS 明朝、英語は Times New Roman

・文字数：1 ページ 40 字×30 行、28,000 字以上

※注は9ポイントで脚注とし、参考文献は文末とする。

- ・ ページ番号：本文からページ番号を付ける。(目次には付けない。) 10.5ポイントで、ページ最下部の中央に配置する。
- ・ 添付資料：添付資料を巻末とする際は改めてページ設定をする。

[3] 修士論文要旨の書式設定

- ・ 記載内容：題目、氏名、要旨
- ・ 体裁：A4版
- ・ 余白：上下左右30mm
- ・ 要旨本文のフォント：10.5ポイント、日本語はMS明朝、英語はTimes New Roman
- ・ 要旨本文の文字数：1ページ40字×30行、3,000字程度(3ページ以内)

年 月 日

現代マネジメント研究科長 ● ● ● ● 殿

修士論文提出に関する届

●●●●年度の修士論文提出にあたり下記の事項を届けます。

現代マネジメント研究科 現代マネジメント専攻 修士課程

学籍番号 C●●●CA999 氏名 ●● ●● 印

主論文題目	
-------	--

※太枠のみ記入

以下は記入しないこと。

●学位審査委員

	氏 名
主 査	
副 査	

書式設定

余白：上 50mm 下 40mm 左 40mm 右 20mm

フォント：日本語 MS 明朝、英語 Times New Roman

主題：18 ポイント（中央揃え）

副題：16 ポイント（中央揃え）

大学変革期の○○○○

○○○○○○○○○○○○○○に関する研究

— ○○○○○○○○○の分析を通して —

表紙見本

大学名等：14 ポイント（中央揃え）

学籍番号：18 ポイント（中央揃え）

氏名：18 ポイント（中央揃え）

椋山女学園大学大学院 現代マネジメント研究科

現代マネジメント専攻 修士課程

C●●CA999

●● ●●

大学変革期の○○○○○○○○○○○○○○○○○○に関する研究
— ○○○○○○○○○の分析を通して —

[1行空き (12ポイント)]

主題 : 16ポイント (中央揃え)
副題 : 14ポイント (中央揃え)
氏名等 : 12ポイント (右揃え)

現代マネジメント専攻 経営領域 ●● ●●
主指導教員 □□ □□
副指導教員 △△ △△

[1行空き (12ポイント)]

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□

要旨本文 : 10.5ポイント

要旨見本

書式設定
余白 : 上 30mm 下 30mm 左 30mm 右 30mm
フォント : 日本語 MS 明朝、英語 Times New Roman
文字数文字数 : 1 ページ 40 字 × 30 行

椋山女学園大学研究データの保存等に関するガイドライン

平成30年大規準第10号
平成30年11月20日制定

1 趣旨

椋山女学園大学研究活動における不正行為への対応等に関する規準(以下「規準」という。)第5条第2項に基づき、椋山女学園大学(以下「本学」という。)の研究者が本学における研究活動に伴い作成・取得した研究データの保存期間、管理方法等について、必要な事項を定める。

2 定義

- (1) このガイドラインにおいて「研究データ」とは、研究活動に伴い発生又は使用する、以下に掲げるもののうち、外部に発表した論文、報告等(以下「論文等」という。)の研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要とするものをいう。
 - ア 文書(実験ノート等を含む。)、数値データ、画像等の資料(以下「資料」という。)
 - イ 実験試料、標本等の試料(以下「試料」という。)及び模型、装置
- (2) このガイドラインにおいて、「研究者」とは、規準第2条第2項に定める研究者をいう。

3 研究データの保存

- (1) 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残すものとする。実験ノート等には、実験等の操作のログ、データ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。
- (2) 実験ノート等は、研究活動の一次情報記録として適切に保存しなければならない。
- (3) 論文等の研究成果の発表のもととなった資料は、後日の利用・検証に堪えるよう適切な形で保存しなければならない。なお、保存に際しては、メタデータを整備し、検索・参照が可能となるよう留意することとする。
- (4) 具体的な保存方法については、研究データの形質、形状等を踏まえ、学部・研究科等において定めることができる。
- (5) 個人データ等、その取扱いに法的規制があるもの、倫理上の配慮を必要とするもの、契約等により別に定めがあるものについては、当該規定に従うものとする。また、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金提供機関との取り決め等がある場合には、それに従うものとする。

4 保存期間

- (1) 資料の保存期間は、原則として、当該論文等の研究成果の発表後10年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、規準第7条に定める研究倫理委員会の承認を得て、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。
- (2) 試料、模型及び装置の保存期間は、原則として、当該論文等の研究成果の発表後5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの(例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料)や、保存に多大なコストがかかるもの(例：生物系試料)についてはこの限りではない。

5 研究者の責任及び退職等の取扱い

- (1) 研究者は、本学における研究活動により自らが作成又は取得した研究データを適切に保存しなければならない。当該研究データの取扱いは、当該研究者が本学を退職した場合においても、このガイドラインによるものとする。
- (2) 研究者の退職に際して、当該研究者の所属する学部・研究科等は、当該研究者が保存すべき研究データの所在を確認するとともに、退職後の連絡先を把握して追跡可能としておくこととする。また、必要に応じ、当該研究データのバックアップを保管するなどの措置を講ずるものとする。

6 開示

研究者は、規準第24条に定める調査委員会及び外部機関等が実施する調査に際し、研究データの開示を求められた場合は、研究活動の正当性について説明するとともに、原則として開示に応じなければならない。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成30年11月20日から施行し、施行日以降に発表する研究成果に関する研究データについて適用する。
- 2 研究者は、施行日現在保有している研究データの保存に関し、第4項に定める保存期間を尊重して取り扱うものとする。

● 教育職員免許状の取得について

(1) 本研究科で取得できる免許状の種類

本研究科では以下の教育職員免許状を取得することができます（会計・税務特別プログラムにより修了する学生を除く。）。

ただし、すでに当該免許教科に対応する中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状を取得している者で、大学院における所定科目の単位を修得した者に限ります。

研究科	専攻	免許種・教科
現代マネジメント研究科	現代マネジメント専攻	中学校教諭専修免許状(社会) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(商業)

(2) 教育職員免許状取得までの事務手続スケジュール

ガイダンス・手続等	2年履修	3年履修	期日・期限	
			4月入学者	9月入学者
教職課程登録ガイダンス	1年	1年	4月上旬	個別に説明
教職課程履修届の提出	1年	1年	前期履修登録締切	後期履修登録締切
公立学校教員採用試験（1次）	2年	3年	6月	6月
公立学校教員採用試験（2次）	2年	3年	7月	7月
教育職員免許状申請ガイダンス	2年	3年	11月下旬	個別に説明
教育職員免許状の交付	2年	3年	修了式	個別に説明

(3) 教育職員免許状取得のための基礎資格と必要単位数

免許状の種類	所要資格	基礎資格	研究科における最低修得単位数
			大学が独自に設定する科目
中学校教諭専修免許状		修士の学位を有すること	24
高等学校教諭専修免許状		修士の学位を有すること	24

※ 専攻する領域と免許教科の組合せによっては、最低修得単位数を修得できない場合があります。事前にご相談をお願いします。

(4) 教職課程で必要となる費用

教職課程の履修にあたっては、主に次の費用が必要となります。

種類	金額	納入時期
教職課程履修費 ※1	14,000 円	1 年次 4 月
教育職員免許状発行手数料（1 免許につき）※2	3,400 円	修了予定年度の11月

※1 椋山女学園大学で在学中に教職課程を履修し、教職課程履修費を納入した者は不要。

※2 愛知県教育委員会に納入する手数料となる。

(5) 教職課程カリキュラム表

中学校教諭専修免許状（社会）

免許法施行規則に定める科目区分及び最低修得単位数	本学の開設授業科目	単位数	備考
大学が独自に設定する科目 (24 単位以上)	イノベーションマネジメント特論（経済）	2	24 単位以上 選択履修
	アントレプレナーシップ特論	2	
	生活経営特論 A	2	
	生活経営特論 B	2	
	租税法特論 A	2	
	租税法特論 B	2	
	労働経済特論 A	2	
	労働経済特論 B	2	
	国際経済特論 A	2	
	国際経済特論 B	2	
	都市経済特論 A	2	
	都市経済特論 B	2	
	公共政策特論 A	2	
	公共政策特論 B	2	
	経済法特論 A	2	
経済法特論 B	2		

(2023 年度以降入学生適用)

高等学校教諭専修免許状（公民）

免許法施行規則に定める科目区分及び最低修得単位数	本学の開設授業科目	単位数	備考	
大学が独自に設定する科目 (24単位以上)	教科及び教科の指導法に関する科目	イノベーションマネジメント特論（経済）	2	24 単位以上 選択履修
		アントレプレナーシップ特論	2	
		生活経営特論A	2	
		生活経営特論B	2	
		租税法特論A	2	
		租税法特論B	2	
		労働経済特論A	2	
		労働経済特論B	2	
		国際経済特論A	2	
		国際経済特論B	2	
		都市経済特論A	2	
		都市経済特論B	2	
		公共政策特論A	2	
		公共政策特論B	2	
		経済法特論A	2	
経済法特論B	2			

(2023 年度以降入学生適用)

高等学校教諭専修免許状（商業）

免許法施行規則に定める科目区分及び最低修得単位数	本学の開設授業科目	単位数	備考	
大学が独自に設定する科目 (24単位以上)	教科及び教科の指導法に関する科目	イノベーションマネジメント特論（経営）	2	24 単位以上 選択履修
		イノベーションマネジメント特論（会計）	2	
		経営管理特論A	2	
		経営管理特論B	2	
		経営戦略特論A	2	
		経営戦略特論B	2	
		マーケティング特論A	2	
		マーケティング特論B	2	
		管理会計特論A	2	
		管理会計特論B	2	
		監査特論A	2	
		監査特論B	2	
		税務会計特論A	2	
		税務会計特論B	2	
		金融特論A	2	
		金融特論B	2	

(2023 年度以降入学生適用)

V 研究分野

<専任教員>

担当者	東 珠実 教授
連絡先	研究室：現代マネジメント学部棟 408 号室 e-mail：azuma@sugiyama-u.ac.jp
専門分野	消費者科学
担当科目	現代マネジメント特別演習 A、現代マネジメント特別演習 B、現代マネジメント特別研究、生活経営特論 A、生活経営特論 B
研究テーマ	①持続可能な生産・流通販売・消費のシステムと消費者行動②消費者市民社会の実現と消費者教育③アメリカ家政学及び家政学教育
指導可能な領域	①生活経営における諸領域（ライフスタイルや生活設計、生活時間などに関する調査研究）②消費者行動に関する諸領域（購買行動や家計消費行動などの調査分析）③消費者教育

担当者	植林 茂 教授
連絡先	研究室：現代マネジメント学部棟 502 号室 e-mail：s-uebayashi@sugiyama-u.ac.jp
専門分野	金融
担当科目	現代マネジメント特別演習 A、現代マネジメント特別演習 B、現代マネジメント特別研究、金融特論 A、金融特論 B
研究テーマ	ブルーデンス政策や金融市場、金融機関経営を分析対象としており、少子化・高齢化が進行する中、量的質的金融緩和が続く一方、Fintech など金融技術が急速に進展する状況下において、当局の政策や金融機関経営がどうあるべきか、どのように変化するのかを中心に研究している。 具体的には、1 東海地域における低金利、2 地域金融市場における銀行店舗寡占度と貸出行動、3 Bail-in Capital、4 超金融緩和化でのブルーデンス政策、5 Fintech とリスク管理の関係など。
指導可能な領域	①金融政策（ブルーデンス政策を含む） ②金融分野に関する調査・分析（金融機関の分析を含む） ③金融教育 ④金融史

担当者	黒田 達朗 教授
連絡先	研究室：現代マネジメント学部棟 513 号室 e-mail：tkuroda@sugiyama-u.ac.jp
専門分野	都市・地域経済学、応用経済学
担当科目	現代マネジメント特別演習 A、現代マネジメント特別演習 B、現代マネジメント特別研究、都市経済特論 A、都市経済特論 B
研究テーマ	ここ数年の研究活動としては以下のようなものがあります。 ・観光による地域振興に関する理論的・実証的研究 ・災害や事故をサプライチェーンの空間的配置に関する研究 ・都市における産業の発生条件に関する研究 技術変化に伴う国の比較優位の変化が及ぼす地域経済への影響、所得格差が都市の生活環境等に及ぼす影響などについても、現実の社会における問題を軸に、常に興味を持ってフォローしています。
指導可能な領域	①都市・地域の経済分析、②公共財の供給に関する経済分析、③観光経済に関する分析

担当者	佐々木 圭吾 教授
連絡先	研究室：現代マネジメント学部棟 507 号室 e-mail：sasakik5@sugiyama-u.ac.jp
専門分野	経営組織論、知識経営論（ナレッジ・マネジメント）、イノベーション論
担当科目	イノベーションマネジメント特論（経営）、アントレプレナーシップ特論
研究テーマ	「知識」をキー概念とする、企業における組織・戦略現象の分析
指導可能な領域	①経営組織論関連分野、②「知識」を軸とする企業の組織や戦略、③イノベーションに関わる組織的・人的側面からの研究領域

担当者	柴 由花 教授
連絡先	研究室：現代マネジメント学部棟 503 号室 e-mail：y-shiba@sugiyama-u.ac.jp
専門分野	租税法
担当科目	現代マネジメント特別演習 A、現代マネジメント特別演習 B、現代マネジメント特別研究、税務会計特論 A、税務会計特論 B、租税法特論 A、租税法特論 B
研究テーマ	資産課税、所得課税、環境関連税の租税法研究・租税政策研究。最近では、持続可能な開発目標（SDGs）やジェンダーの視点から租税法を研究している。
指導可能な領域	相続税法、所得税法、消費税法、法人税法、国税通則法、事業承継税制等、租税法関連領域。

担当者	梶山 泰生 教授
連絡先	研究室：現代マネジメント学部 510 号室 e-mail：ysugiyama@sugiyama-u.ac.jp
専門分野	国際経営論、経営戦略論、事業創造論
担当科目	現代マネジメント特別演習 A、現代マネジメント特別演習 B、国際経営特論 A、国際経営特論 B、経営戦略特論 C
研究テーマ	・日本企業のトランスナショナル化と戦略・組織 ・R&D マネジメントとオープン・イノベーション・新規事業創造 ・ビジネス・エコシステムの経営
指導可能な領域	国際経営論、経営戦略論、経営組織論、技術・イノベーション経営、事業創造論など

担当者	野崎 祐子 教授
連絡先	研究室：現代マネジメント学部 406号室 e-mail：ynozaki@sugiyama-u.ac.jp
専門分野	労働経済学、応用ミクロ経済学
担当科目	現代マネジメント特別演習A、現代マネジメント特別演習B、現代マネジメント特別研究、外国語文献研究A、外国語文献研究B、労働経済特論B、労働経済特論B
研究テーマ	経済格差、人的資本、家計内資源配分、社会保障
指導可能な領域	労働経済学、教育経済学、ミクロ経済学、統計学

担当者	南 知恵子 教授
連絡先	研究室：現代マネジメント学部 401号室 e-mail：cminami@sugiyama-u.ac.jp
専門分野	マーケティング、流通システム
担当科目	現代マネジメント特別演習A、現代マネジメント特別演習B、現代マネジメント特別研究、マーケティング特論A、マーケティング特論B
研究テーマ	・製造業がビジネスモデルをサービスへとシフトする製造業DXおよびデジタル・サービタイゼーションに関する研究 ・小売企業の市場変動に対する組織的調整行動に関する研究 ・デジタル化によるサービス・イノベーション研究
指導可能な領域	・サービス・マーケティング及びサービス・マネジメント ・BtoB マーケティング ・BtoB 及び BtoC における顧客関係管理

担当者	石井 圭介 准教授
連絡先	研究室：現代マネジメント学部棟 511号室 e-mail：keisuke@sugiyama-u.ac.jp
専門分野	経営学：経営戦略論、事業構造論、組織論、マネジメント論
担当科目	経営戦略特論A、経営戦略特論B
研究テーマ	組織（主に企業）の戦略的価値の創造、効率的な蓄積、戦略的な活用
指導可能な領域	①経営戦略論・組織論を用いて組織内外の環境変化への適応②事業構造論（組織単体・産業全体）③組織間関係論（主に連携）

担当者	仲尾 育哉 准教授
連絡先	研究室：現代マネジメント学部棟 509号室 e-mail：i-nakao@sugiyama-u.ac.jp
専門分野	国際人権法、行政法、租税法
担当科目	税務会計特論 A、税務会計特論 B、租税法特論 A、租税法特論 B
研究テーマ	①国際人権法の国内適用について ②外国人の出入国、死刑制度などに関する国際的な人権基準の調査・研究 ③ヘイトスピーチ規制に関するヨーロッパ人権裁判所の判例の調査・研究域 ④入管行政における行政裁量の範囲 ⑤租税行政における行政裁量の範囲
指導可能な領域	①国際人権法 ②行政法（特に行政裁量について） ③租税訴訟実務

担当者	苗 馨允 准教授
連絡先	研究室：現代マネジメント学部棟 407号室 e-mail：byou@sugiyama-u.ac.jp
専門分野	財務会計、国際会計
担当科目	現代マネジメント特別演習 A、現代マネジメント特別演習 B、会計学特論 A、 会計学特論 B
研究テーマ	①国際財務報告基準（IFRS）が財務諸表に与える影響 ②中国における会計制度の国際化
指導可能な領域	① IFRS の実施が財務諸表に与える影響に関する分析 ②会計基準（IFRS、日本会計基準、中国会計基準）の設定及び会計環境の影響に関する分析

担当者	前田 出 准教授
連絡先	研究室：現代マネジメント学部 512号室 e-mail：i-maeda@sugiyama-u.ac.jp
専門分野	公共経済学、財政学、地方財政論
担当科目	公共政策特論 A、公共政策特論 B
研究テーマ	・特例地方債（赤字地方債）に関する経済分析 ・地方基金に関する経済分析 ・地方政府間の財政競争に関する経済分析
指導可能な領域	国や地方の財政や行政施策に関する領域。主には、実務的側面を重視した自治体の財政行動に関する実証研究。そのほか、地方行財政全般。

担 当 者	水野 英雄 准教授
連 絡 先	研究室：現代マネジメント学部棟 403 号室 e-mail：hmizuno@sugiyama-u.ac.jp
専 門 分 野	国際経済学、経済政策
担 当 科 目	現代マネジメント特別演習A、現代マネジメント特別演習B、現代マネジメント特別研究、イノベーションマネジメント特論（経済）、国際経済特論A、国際経済特論B
研究テーマ	①インバウンドの増加による観光産業への影響と地域振興 ②少子化による国内市場の縮小に伴う農産物輸出政策 ③経済状況や消費者の嗜好等に関するビジネスのための経済分析
指 導 可 能 な 領 域	①グローバル化の進展に伴い生じた国際経済における諸問題 ②ビジネスのために必要となる経済分析

担 当 者	山本 将成 准教授
連 絡 先	研究室：現代マネジメント学部 410 号室 e-mail：masa-yamamoto@sugiyama-u.ac.jp
専 門 分 野	企業法 -会社法、商法、経済法-
担 当 科 目	現代マネジメント特別演習 A、現代マネジメント特別演習 B、経済法特論 A、 経済法特論 B
研究テーマ	コーポレート・ガバナンス、内部統制システム、会社法と経済法の交錯などについて研究している。
指 導 可 能 な 領 域	①わが国における競争政策と独占禁止法の役割、②公正取引委員会の歴史と機能、③コーポレート・ガバナンスと経済、④企業活動に関わる法規整など。

担 当 者	瀧澤 創 講師
連 絡 先	研究室：現代マネジメント学部棟 508 号室 e-mail：stakizawa@sugiyama-u.ac.jp
専 門 分 野	ファイナンス
担 当 科 目	ファイナンス特論 A、ファイナンス特論 B、管理会計特論 C
研究テーマ	・非財務情報が資本市場へ与える影響 ・企業不祥事と内部統制の関連 ・コーポレートガバナンス要素（役員、株主の構成など）と企業属性の関係
指 導 可 能 な 領 域	コーポレート・ファイナンス、内部統制、ビジネスエシックス

<非常勤講師>

非常勤講師の一覧については、S*mapのキャビネット内の「教務課」をクリックし、当該年度の「履修の手引」ファイルボックス内で確認することができます。

* e-mail アドレスにおける注意点

e-mail アドレスが掲載されている場合は、e-mail アドレスを利用して授業内容に関する質問をすることができます。

e-mail アドレス未記載の場合は、教務課（日進キャンパス事務課教務係）ではお答えできませんので、授業時に直接連絡をとるようにしてください。

Ⅵ 椋山女学園大学大学院学則

昭和52年学則第1号

昭和52年3月30日

目 次

- 第1章 目的(第1条)
- 第2章 研究科、専攻、修業年限及び学生定員(第2条-第5条)
- 第3章 授業科目及び履修方法(第6条-第9条)
- 第4章 課程修了の認定(第10条-第12条)
- 第5章 学位(第13条)
- 第6章 入学、休学、退学、転学及び除籍(第14条-第24条)
- 第7章 学生納付金(第25条)
- 第8章 教員組織(第26条)
- 第9章 運営組織(第27条・第28条)
- 第10章 補則(第29条-第32条)
- 附 則

第1章 目 的

- 第1条 本大学院は、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学園の教育理念「人間になろう」ののっとり、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与する人間を育成することを目的とする。
- 2 本大学院の研究科及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

第2章 研究科、専攻、修業年限及び学生定員

第2条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

生活科学研究科	食品栄養科学専攻(修士課程)
	生活環境学専攻(修士課程)
	人間生活科学専攻(博士後期課程)
人間関係学研究科	人間関係学専攻(修士課程)
現代マネジメント研究科	現代マネジメント専攻(修士課程)
教育学研究科	教育学専攻(修士課程)

第3条 研究科の課程は、修士課程及び博士後期課程とする。

- 2 修士課程は、学部教育の基礎のうえに、更に広い視野に立って専門分野を研究し、精深な学識と研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。
- 3 博士後期課程は、大学院の修士課程において修得された知識と基礎的研究活動を基盤として、社会的要請の高い研究を学術統合的に行い、質的により高い教育を進展・展開するものとする。

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、学長が認めるときは、3年とすることができる。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 学生は、修士課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えて在学することはできない。

4 第1項ただし書に規定する標準修業年限を3年とする学生(以下「長期履修学生」という。)の認定は、学生の申出により学生の研究意欲等を総合的に判断して行うものとする。

第5条 本大学院の学生定員は、次のとおりとする。

		入学定員	収容定員
生活科学研究科	食品栄養科学専攻(修士課程)	6名	12名
	生活環境学専攻(修士課程)	6名	12名
	人間生活科学専攻(博士後期課程)	3名	9名
人間関係学研究科	人間関係学専攻(修士課程)	20名	40名
現代マネジメント研究科	現代マネジメント専攻(修士課程)	5名	10名
教育学研究科	教育学専攻(修士課程)	6名	12名

第3章 授業科目及び履修方法

第6条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

第6条の2 本大学院においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第6条の3 各研究科の専攻別の授業科目、研究指導、単位数及び履修方法は、別表第1-1から第1-6までのとおりとする。

第6条の4 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。ただし、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とする場合は、毎週1時間15週の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 実験、実習、実技等については、毎週3時間15週の授業をもって1単位とする。

第6条の5 授業科目の単位修得の認定は、試験の成績に平素の学修状況を加味して行う。

第6条の6 授業科目の成績評価は、S、A、B、C及びDとし、S、A、B及びCを合格、Dを不合格とする。

2 修士論文の審査及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格とする。

3 博士論文の審査及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格とする。

第6条の7 学生は、所定の期間に、履修しようとする授業科目について、所定の登録手続を行わなければならない。

第6条の8 研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）は、学生の属する専攻の専任教員の中から、当該研究科が決定する。

2 学生は、授業科目の選択、研究一般及び学位論文の作成について指導教員の研究指導を受けるものとする。ただし、指導教員の許可を得て、他の教員の研究指導を受けることができる。

第7条 修士課程にあつては、次の各号に掲げる単位は、指導教員が教育上有益と認めるときに研究科委員会の議を経て、第6条の3に規定する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この場合において、第2号から第4号までについては、それぞれ15単位を超えない範囲で、かつ、各号を合わせて20単位を超えないものとする。

(1) 学生が入学する前に本大学院で履修した授業科目で修得した単位

(2) 学生が入学する前に他大学の大学院で履修した授業科目で修得した単位

(3) 学生が次条第1項によりその属する以外の専攻又は研究科で履修した授業科目で修得した単位

(4) 学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む。）及び国際連合大学の教育課程において履修した授業科目で修得した単位

2 長期履修学生が登録できる各学期毎の単位数の上限は、研究科委員会が別に定める。

第8条 学生は、指導教員が教育上有益と認めるときは、関係研究科長（大学学部の授業科目については当該学部長を含む。）の許可を得て、その学生が属する以外の他の専攻若しくは研究科又はその学生が属する研究科の基礎となる大学学部の授業科目を履修することができる。

2 前項により履修する授業科目については、前条第3号を適用する場合を除き、本大学院において修得する単位に認定しない。

3 博士後期課程の指導教員が教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、その指導する学生の研究指導を他の大学院において博士後期課程を担当する教授に委嘱することができる。

第9条 本大学院の研究科において、教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24

年法律第147号)に定めるところに従い、所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院の研究科において、取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次の表に掲げるとおりとする。

免許状授与の所要資格を得させるための課程を置く研究科・専攻等		免許状の種類	免許教科
生活科学研究科	食品栄養科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	家庭
	生活環境学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	家庭
人間関係学研究科	人間関係学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史 公民
現代マネジメント研究科	現代マネジメント専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民 商業
教育学研究科	教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	数学 音楽
		高等学校教諭専修免許状	数学 音楽

第9条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章 課程修了の認定

第10条 修士課程の修了には、2年以上在学し所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、優れた業績を上げた学生の在学期間については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、生活科学研究科生活環境学専攻にあっては、特定の課題についての研究の成果をもって修士論文に代えることができる。

3 教育学研究科教育学専攻にあっては、第1項に規定する要件に加え、第9条第2項に定める当該研究科に係る免許状のいずれかを取得するために必要な科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

4 博士後期課程の修了には、3年以上在学し所要の授業科目について4単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた上、博士論文及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、優れた業績を上げた学生の在学期間については、本大学院又は他の大学院の修士課程において1年若しくは2年の在学期間及び本大学院博士後期課程の在学期間を通算し、3年以上在学すれば足りるものとする。

5 修士論文及び博士論文の審査に関する事項は、研究科委員会の議を経て学長が別に定める。

第10条の2 第7条第1項の規定により学生が本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法(昭和22年法律第26号)第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で、研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第11条 最終試験は、修士論文又は博士論文を中心として筆記又は口述により行う。

第12条 修士課程及び博士後期課程修了の認定は、研究科委員会が行う。

第5章 学位

第13条 研究科の課程を修了した者に、当該研究科に対応する次の学位を授与する。

生活科学研究科	修士(生活科学)
	博士(人間生活科学)

人間関係学研究科	修士（人間関係学）
現代マネジメント研究科	修士（マネジメント）
教育学研究科	修士（教育学）

- 2 本大学院の博士後期課程を修了しない者が、博士論文を提出して、本大学院の行う審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められたときは、前項の規定にかかわらず博士の学位を授与することができる。
- 3 博士の学位を受けようとする者は、別表第2に定める学位論文審査手数料を納付しなければならない。
- 4 学位授与に関する事項は、学長が別に定める。

第6章 入学、休学、退学、転学及び除籍

第14条 入学の時期は、毎年4月及び9月とする。

第15条 修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧）を修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 本大学院の研究科委員会において個別の入学資格審査により認めた22歳以上の者
- 2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。
 - (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者
 - (8) 本大学院の研究科委員会において、個別の入学資格審査により認めた24歳以上の者

第16条 入学志願者は、別表第3に定める額の入学検定料を添えて所定の書類を提出しなければならない。

第17条 学長は、前条の入学志願者に対して選考を行い、提出書類の内容を総合して合格者を決定する。

2 前項の選考の方法、時期等については、その都度定める。

第18条 学長は、前条の合格者で指定の日までに本学が定める入学金の納付及び誓約書等の書類提出等所定の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

第19条 病気その他やむを得ない理由により修学できないときは、学長に願い出て休学することができる。

2 健康上修学に不相当と認められた学生に対しては、休学を命ずることがある。

3 休学の事由が消滅し復学する場合は、学長に復学願を提出しなければならない。

第20条 休学の期間は、修士課程においては通算して2年、博士後期課程においては通算して3年を超えることができない。ただし、修士課程の長期履修学生の休学の期間は、通算して1年を超えることができない。

第21条 病気その他の理由により退学を希望する者は、学長に退学願を提出しなければならない。

第22条 退学した者が再入学を願い出た場合は、審査の上、これを許可することがある。

第23条 本大学院学生が他の大学院に転学しようとするときは、指導教員を経て、学長に転学願を提出し

なければならない。

2 他の大学の大学院学生が本大学院に転学しようとするときは、欠員のある場合に限り選考の上、許可することがある。

第24条 学生が次の各号の一に該当する場合には、学長は、当該研究科委員会の議を経て除籍する。

- (1) 修士課程においては、2年の休学期間を経過した者又は4年の在学期間を経過した者。ただし、長期履修学生においては、1年の休学期間を経過した者又は4年の在学期間を経過した者
- (2) 博士後期課程においては、3年の休学期間を経過した者又は6年の在学期間を経過した者
- (3) 授業料その他を滞納し、督促を受けても納入しない者

第7章 学生納付金

第25条 入学金、授業料、教育充実費、実験実習費及び登録料の学生納付金は、別表第4及び別表第5に定める額とし、指定の日までに納付しなければならない。

- 2 長期履修学生は、別表第5に定める授業料、教育充実費及び実験実習費の2年分に相当する額を、別表第5-2により、3年間で分納しなければならない。
- 3 第8条第1項により実験実習を伴う授業科目を聴講する学生は、別表第5又は大学学則に定める実験実習費を納付しなければならない。
- 4 既納の学生納付金は、理由の如何を問わず返還しない。

第8章 教員組織

第26条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本大学の教授、准教授、講師及び助教の中からこれに充てる。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業を担当する教員には兼任教員を充てることができる。
- 3 研究指導を担当する教員は、各専攻における研究指導の責任を負う。

第9章 運営組織

第27条 本学大学院に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。
- 第27条の2 本大学院の研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に必要な事項は、学長が別に定める。

第28条 本大学院に、学長の諮問機関として大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会に必要な事項は、学長が別に定める。

第10章 補 則

第29条 本大学院に、研究生、科目等履修生及び聴講生の制度を置く。

- 2 研究生、科目等履修生及び聴講生に係る検定料は別表第3に、登録料は別表第4に、研究生の研究料、科目等履修生の履修料及び聴講生の聴講料は別表第6にそれぞれ定める額とし、その他研究生、科目等履修生及び聴講生に関する事項は、学長が別に定める。

第30条 本大学院に関する事務は、当該研究科の所管事務部門が取扱う。

第31条 この学則に定めのない事項については、本大学学則を準用する。

第32条 この学則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。昭和54年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。昭和57年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。昭和58年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。昭和61年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、この学則施行日前に在学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。
- 2 前項ただし書に規定する学生で、改正前の学則第13条に定める教育職員免許状取得資格を得た者は、教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第106号)附則第4項の定めるところにより、当該免許状に対応する改正後の学則第13条第2項に規定する免許状に係る所要資格を得たものとみなす。
- 3 第13条の規定中、中学校教諭専修免許状にかかる部分は、平成2年度以降に入学する学生から適用する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 別表第3に定める入学検定料は、平成4年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。平成6年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。平成8年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

附 則 (平成10年学則第1号)

この学則は、平成10年4月1日から施行する。平成9年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

附 則 (平成10年学則第6号)

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。平成10年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。
- 2 第2条の規定にかかわらず、家政学研究科食物学専攻及び被服学専攻は、平成11年3月31日に当該研究科専攻に在学する者が、当該研究科専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (平成11年学則第7号)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年学則第10号)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年学則第1号)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年学則第2号)

この学則は、平成13年2月23日から施行し、改正後の第15条第4号の規定は、平成13年1月6日から適用する

附 則 (平成13年学則第7号)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則 (平成13年学則第8号)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年学則第1号)

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前に入学した学生に対しては、

なお従前の例による。

- 2 改正後の第18条の規定は、平成15年度の入学志願者から適用する。

附 則（平成16年学則第1号）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前に入学した学生に対しては、なお、従前の例による。

附 則（平成17年学則第1号）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

- 2 改正後の第15条第1項第4項及び第15条第2項第3項の規定は、平成17年度の入学志願者から適用する。

附 則（平成18年学則第1号）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学者に対しては、なお従前の例による。

- 2 改正後の別表第7、別表第8及び別表第8-2は、平成18年度以降の入学者から適用する。

附 則（平成18年学則第5号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年学則第3号）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1、別表第2及び別表第4は、平成20年度以降に入学した学生から適用し、平成19年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成21年学則第1号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成22年学則第2号）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成22年学則第6号）

この学則は、平成22年11月19日から施行する。

附 則（平成23年学則第6号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成25年学則第2号）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成26年学則第1号）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年学則第1号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年学則第1号）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成29年学則第1号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成30年学則第1号）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成31年学則第1号）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1-1及び別表第1-6は、前項の規定にかかわらず、平成31年度以降に入学した学

生から適用し、平成30年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（令和2年学則第1号）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1-2及び別表第1-6は、前項の規定にかかわらず、令和元年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（令和4年学則第1号）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1-1、別表第1-4及び別表第1-6は、前項の規定にかかわらず、令和3年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（令和5年学則第1号）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

別表第1-1 (第6条の3関係)

生活科学研究科 食品栄養科学専攻 (修士課程)

領域	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
食 品 科 学	食品化学特論		2	食品栄養科学特別研究10単位及び食品 栄養科学特別演習1単位のほか授業科目 の中より任意に選択して合計30単位以 上修得する。
	食品化学演習 I		1	
	食品化学演習 II		1	
	食品化学演習 III		1	
	食品化学演習 IV		1	
	食品化学特別実験		1	
	食品機能学特論		2	
	食品機能学演習 I		1	
	食品機能学演習 II		1	
	食品機能学演習 III		1	
	食品機能学演習 IV		1	
	食品機能学特別実験		1	
	食品衛生学特論		2	
	食品衛生学演習 I		1	
	食品衛生学演習 II		1	
	食品衛生学演習 III		1	
	食品衛生学演習 IV		1	
	食品衛生学特別実験		1	
	生化学特論		2	
	生化学演習 I		1	
	生化学演習 II		1	
	生化学演習 III		1	
	生化学演習 IV		1	
	生化学特別実験		1	
	食品調理科学特論		2	
	食品調理科学演習 I		1	
食品調理科学演習 II		1		
食品調理科学演習 III		1		
食品調理科学演習 IV		1		
食品調理科学特別実験		1		
栄 養 科 学	公衆衛生学特論		2	
	公衆衛生学演習 I		1	
	公衆衛生学演習 II		1	
	公衆衛生学演習 III		1	
	公衆衛生学演習 IV		1	
	公衆衛生学特別実験		1	
	栄養化学特論		2	
	栄養化学演習 I		1	
	栄養化学演習 II		1	
	栄養化学演習 III		1	
	栄養化学演習 IV		1	
	栄養化学特別実験		1	
	臨床栄養学特論		2	
	臨床栄養学演習 I		1	
	臨床栄養学演習 II		1	
	臨床栄養学演習 III		1	
	臨床栄養学演習 IV		1	
	臨床栄養学特別実験		1	
栄養保健学特論		2		
栄養保健学演習 I		1		
栄養保健学演習 II		1		

領域	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
	栄養保健学演習Ⅲ		1	
	栄養保健学演習Ⅳ		1	
	栄養保健学特別実験		1	
	栄養教育学特論		2	
	栄養教育学演習Ⅰ		1	
	栄養教育学演習Ⅱ		1	
	栄養教育学演習Ⅲ		1	
	栄養教育学演習Ⅳ		1	
	栄養教育学特別実験		1	
	給食経営管理学特論		2	
	給食経営管理学演習Ⅰ		1	
	給食経営管理学演習Ⅱ		1	
	給食経営管理学演習Ⅲ		1	
	給食経営管理学演習Ⅳ		1	
	給食経営管理学特別実験		1	
	応用栄養学特論		2	
	応用栄養学演習Ⅰ		1	
	応用栄養学演習Ⅱ		1	
	応用栄養学演習Ⅲ		1	
	応用栄養学演習Ⅳ		1	
	応用栄養学特別実験		1	
共 通	食品栄養科学特別演習	1		
	食品栄養科学特別講義Ⅰ		1	
	食品栄養科学特別講義Ⅱ		1	
	食品栄養科学特別講義Ⅲ		1	
	食品栄養科学特別講義Ⅳ		1	
	食品栄養科学特別研究	10		
	計	11	88	

別表第1-2 (第6条の3関係)

生活科学研究科 生活環境学専攻(修士課程)

領域	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
アパレルメ ディア	アパレルデザイン特論		2	生活環境学特別研究10単位を含め 合計30単位以上修得する。
	アパレルデザイン演習		2	
	アパレルデザイン実験		2	
	アパレル設計・制作特論		2	
	アパレル設計・制作演習		2	
	アパレル設計・制作実験		2	
	アパレル材料システム特論		2	
	アパレル材料システム演習		2	
	アパレル材料システム実験		2	
	アパレル染色・整理学特論		2	
	アパレル染色・整理学演習		2	
	アパレル染色・整理学実験		2	
	アパレル学特別講義		2	
インテ リア・ プロダ クト	インテリアデザイン特論		2	
	インテリアデザイン演習		2	
	インテリアデザイン実習		2	
	プロダクトデザイン特論		2	
	プロダクトデザイン演習		2	
	プロダクトデザイン実習		2	
	環境心理学特論		2	
	環境心理学演習		2	
	環境心理学実習		2	
	環境デザイン特論		2	
	環境デザイン演習		2	
環境デザイン実習		2		
インテリア学特別講義		2		
建 築・ 住 居	施設計画特論		2	
	施設計画演習		2	
	施設計画実習		2	
	地域・建築計画特論		2	
	地域・建築計画演習		2	
	地域・建築計画実習		2	
	住宅計画特論		2	
	住宅計画演習		2	
	住宅計画実習		2	
	建築材料・構造力学特論		2	
	建築材料・構造力学演習		2	
	建築材料・構造力学実験		2	
	建築環境工学・設備学特論		2	
	建築環境工学・設備学演習		2	
	建築環境工学・設備学実験		2	
	建築・住居学特別講義		2	
	インターンシップⅠ		4	
	インターンシップⅡ		4	
建築業務論		2		
建築実務設計論		2		
建築実務設計演習		2		
修士設計		4		
生活環境学特別研究	10			
計	10	102		

別表第1-3 (第6条の3関係)

生活科学研究科 人間生活科学専攻 (博士後期課程)

授 業 科 目	配当年次	単位数		備 考
		必修	選択	
創造生活科学特別演習	1		2	} 2科目4単位以上選択履修
展開生活科学特別演習	1		2	
統合生活科学特別演習	1		2	
創造生活科学特別研究				} 1科目選択必修
展開生活科学特別研究				
統合生活科学特別研究				

別表第1-4 (第6条の3関係)

人間関係学研究科 人間関係学専攻 (修士課程)

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
科 基 研 目 礎 究	人間関係論Ⅰ (臨床心理学的研究)		2	1科目2単位以上 選択履修
	人間関係論Ⅱ (人間共生研究)		2	
研 究 領 域 臨 床 心 理 学 心 理 学 発 展 科 目	臨床心理学特講Ⅰ		2	12科目24単位以上 選択履修
	臨床心理学特講Ⅱ		2	
	心理療法特講Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)		2	
	心理療法特講Ⅱ		2	
	臨床心理査定特講(心理的アセスメントに関する理論と実践)		2	
	臨床心理査定演習Ⅰ		2	
	臨床心理査定演習Ⅱ		2	
	臨床心理学基礎実習Ⅰ		1	
	臨床心理学基礎実習Ⅱ		1	
	臨床心理学実習Ⅰ (心理実践実習ⅠA)		2	
	心理実践実習ⅠB		1	
	心理実践実習ⅡA		2	
	心理実践実習ⅡB		1	
	心理実践実習ⅡC		1	
	心理実践実習ⅢA		1	
	心理実践実習ⅢB		1	
	心理実践実習ⅢC		1	
	臨床心理学実習Ⅱ		1	
	心理学研究法特講		2	
	臨床心理学特別演習		2	
	発達心理学特講		2	
	社会心理学特講		2	
	産業・組織心理学特講 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)		2	
	犯罪心理学特講 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)		2	
	精神医学特講 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)		2	
	障害者心理学特講 (福祉分野に関する理論と支援の展開)		2	
	学校臨床心理学特講 (教育分野に関する理論と支援の展開)		2	
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践		2		
心の健康教育に関する理論と実践		2		
比較行動学特講		2		
人 間 共 生 領 域	家族社会論特講		2	
	コミュニティ論特講		2	
	福祉社会論特講		2	
	生命倫理学特講		2	
	ジェンダー・セクシュアリティ論特講		2	
	障害者福祉論特講		2	
	子ども論特講		2	
	ライフステージ論特講		2	
	教育社会学特講		2	
	学校教育臨床特講		2	
	生活経済論特講		2	
	社会保障論特講		2	
	比較文化論特講		2	
	メディア文化論特講		2	
	対話技法論特講		2	
フィールドワーク論特講		2		
社会・教育調査演習		2		

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
科 研 事 目 究 例	事例研究 I		2	} 1 科目 2 単位以上 選択履修
	事例研究 II		2	
特別研究 I		1		
特別研究 II		1		
特別研究 III		1		
計		3	93	

別表第1-5 (第6条の3関係)

現代マネジメント研究科 現代マネジメント専攻 (修士課程)

授 業 科 目	単位数		会計・税務特別 プログラム 単位数	備考
	必修	選択	必修	
現代マネジメント特別演習A	1		1	
現代マネジメント特別演習B	1		1	
イノベーションマネジメント特論 (経営)		2	2	4単位以上 選択必修
イノベーションマネジメント特論 (会計)		2	2	
イノベーションマネジメント特論 (経済)		2	—	
外国語文献研究A		2	—	
外国語文献研究B		2	—	
経営 領域	経営管理特論A	2	—	24単位以上 選択履修
	経営管理特論B	2	—	
	経営戦略特論A	2	—	
	経営戦略特論B	2	—	
	経営戦略特論C	2	—	
	国際経営特論A	2	—	
	国際経営特論B	2	—	
	アントレプレナーシップ特論	2	—	
	ファイナンス特論A	2	—	
	ファイナンス特論B	2	—	
	マーケティング特論A	2	—	
	マーケティング特論B	2	—	
生活経営特論A	2	—		
生活経営特論B	2	—		
会計・ 税務 領域	会計学特論A	2	2	いずれかの 領域から10 単位以上選択 履修
	会計学特論B	2	2	
	管理会計特論A	2	2	
	管理会計特論B	2	2	
	管理会計特論C	2	—	
	監査特論A	2	2	
	監査特論B	2	2	
	税務会計特論A	2	2	
	税務会計特論B	2	2	
	租税法特論A	2	2	
租税法特論B	2	2		
経済・ 公共 領域	労働経済特論A	2	—	
	労働経済特論B	2	—	
	国際経済特論A	2	—	
	国際経済特論B	2	—	
	都市経済特論A	2	—	
	都市経済特論B	2	—	
	金融特論A	2	—	
	金融特論B	2	—	
	公共政策特論A	2	—	
	公共政策特論B	2	—	
	経済法特論A	2	—	
経済法特論B	2	—		
現代マネジメント特別研究	4		4	
計	6	84	30	

※会計・税務特別プログラム＝文部科学省認定「職業実践力育成プログラム」(BP)

別表第1-6 (第6条の3関係)

教育学研究科 教育学専攻(修士課程)

授 業 科 目		単位数		備 考		
		必修	選択			
基礎理論科目	保育職特論		2	2 単位以上 選択履修		
	教育思想特論		2			
	比較教育学特論		2			
	教育方法学特論		2			
	幼児教育学特論		2			
	幼児心理学特論		2			
	教育心理学特論		2			
	生涯発達心理学特論		2			
	特別支援教育学特論		2			
実践研究科目	保育臨床特論		2	2 単位以上 選択履修		
	障害児保育特論		2			
	発達障害学特論		2			
	臨床発達心理学特論		2			
	異文化間教育特論		2			
	特別活動特論		2			
	生徒指導特論		2			
	I C T活用演習		2			
(初等・幼児)領域及び指導法科目	保育内容研究		2	1 8 単位以上 選択履修		2 4 単位以上 選択履修
	国語科教育内容研究		2			
	社会科教育内容研究		2			
	理科教育内容研究		2			
	図画工作科教育内容研究		2			
	家庭科教育内容研究		2			
	体育科教育内容研究		2			
	外国語科教育内容研究		2			
	日本文学特論		2			
	科学教育演習		2			
	造形表現演習		2			
	国語科指導法演習		2			
	算数科指導法演習		2			
	音楽科指導法演習		2			
図画工作科指導法演習		2				
教科及び指導法(中等)科目	数学科教育内容研究		2	2 単位以上 選択履修		
	代数学特論		2			
	幾何学特論		2			
	解析学特論		2			
	現代数学特論A		2			
	現代数学特論B		2			
	現代数学特論C		2			
	数学教育学特論		2			
	情報数理演習		2			
	音楽科教育内容研究		2			
	器楽研究A I		1			
	器楽研究A II		1			
	器楽研究B I		1			
	器楽研究B II		1			
	声楽研究 I		1			
	声楽研究 II		1			
	作曲研究 I		1			
	作曲研究 II		1			
	音楽学特論		2			
音楽教育学特論		2				
音楽表現演習		2				

授 業 科 目		単位数		備 考	
		必修	選択		
教 職 シ ン プ タ ー ン	教職インターンシップ I a		4	※ 4 単位以上選択履修	
	教職インターンシップ I b		4		
	教職インターンシップ II a		2		
	教職インターンシップ II b		2		
	教職実践研究（初等）		2	※ 2 単位以上選択履修	
	教職実践研究（中等）		2		
特別研究		6			
計		6	114		

※現職教員に対し、教育上有益と認めるときは、教職インターンシップ I a及び教職インターンシップ I b並びに教職実践研究（初等）及び教職実践研究（中等）の単位は、他の選択科目の単位をもって替えることができる。

別表第2（第13条関係）

申請者	学位論文審査手数料
本学大学院博士後期課程在籍者	なし
本学大学院博士後期課程単位取得退学後3年以内の者	なし
本学大学院博士後期課程単位取得退学後3年を超える者	150,000円
上記以外の者	150,000円

別表第3（第16条、第29条関係）

入学検定料 (単位 円)

入学検定料	研究生に係る検定料	科目等履修生に係る検定料	聴講生に係る検定料
35,000	10,000	10,000	10,000

別表第4（第25条、第29条関係）

入学金及び登録料 (単位 円)

入学金		登録料		
新入学生・転入学生	再入学生	研究生	科目等履修生	聴講生
200,000	100,000	20,000	30,000	10,000

備考

- 1 同一年度に複数の研究科で科目等履修生又は聴講生となる場合の登録料は、重複して徴収しない。
- 2 椋山女学園大学大学院修士課程に入学する者のうち、椋山女学園大学又は椋山女学園大学短期大学部を卒業した者の入学金は、半額とする。
- 3 椋山女学園大学大学院修士課程を修了した者が椋山女学園大学大学院博士後期課程に入学する場合の入学金は、徴収しない。

別表第5（第25条関係）

授業料、教育充実費及び実験実習費 (単位 円)

研究科	授業料(年額)	教育充実費(年額)	実験実習費(年額)
生活科学研究科	500,000	230,000	60,000
人間関係学研究科	500,000	250,000	
現代マネジメント研究科	500,000	250,000	
教育学研究科	500,000	250,000	

別表第5-2（第25条関係）

授業料、教育充実費及び実験実習費（長期履修学生） (単位 円)

研究科	年次	授業料(年額)	教育充実費(年額)	実験実習費(年額)
生活科学研究科	第1年次	340,000	154,000	40,000
	第2年次	340,000	154,000	40,000
	第3年次	320,000	152,000	40,000
人間関係学研究科	第1年次	340,000	168,000	—
	第2年次	340,000	166,000	—
	第3年次	320,000	166,000	—
現代マネジメント研究科	第1年次	340,000	168,000	—
	第2年次	340,000	166,000	—
	第3年次	320,000	166,000	—
教育学研究科	第1年次	340,000	168,000	—
	第2年次	340,000	166,000	—
	第3年次	320,000	166,000	—

別表第6（第29条関係）

研究料、履修料及び聴講料 (単位 円)

研究料(年額)	履修料(1単位につき)	聴講料(1科目につき)
60,000	15,000	10,000

椋山女学園大学大学院の目的に関する規程

平成20年規程第9号

平成20年3月21日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、椋山女学園大学大学院学則(昭和52年学則第1号)第1条第2項の規定に基づき、研究科及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定める。

(生活科学研究科)

第2条 生活科学研究科は、人間生活に関する諸科学の研究の発展を目指し、健康で安全かつ快適な生活の創造に指導的役割を果たすことができ、創造性豊かな優れた研究・教育能力を備えた研究者・大学教員及び高度な専門的知識・能力を備えた高度専門職業人を養成する。

2 人間生活科学専攻博士後期課程は、前項に基づき、人間生存の根幹である衣・食・住に関する領域の高度な教授研究を通して、創造性豊かな優れた研究・開発能力と深い学識を備えた研究者を養成するとともに、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員を養成する。

3 食品栄養科学専攻修士課程は、第1項に基づき、食品の化学、安全性、機能性に関する分野、栄養の基礎に関する分野及び人間を対象とする臨床的な栄養と保健に関する分野の教授研究を通して、人間の健康な生活に貢献する、食と栄養に関する高度専門職業人及び研究者を養成する。

4 生活環境学専攻修士課程は、第1項に基づき、衣環境、室内環境、住環境、都市環境など、生活環境に係る分野の教授研究を通して、豊かで安全な生活環境の構築に貢献する高度専門職業人及び研究者を養成する。

(人間関係学研究科)

第3条 人間関係学研究科は、人間の自己実現に寄与する人間関係の在り方を考究することにより、人間及び人間関係に関する諸問題の解決に貢献する高度な専門的知識・能力を備えた高度専門職業人を養成する。

2 人間関係学専攻修士課程は、前項に基づき、臨床心理学及び人間共生に関する視点からの教授研究を通して、人間及び人間関係に関する諸問題の解決に貢献する公認心理師及び臨床心理士、地域・福祉政策及び人事・研修の専門職員、学校教育・生涯学習分野における指導者等の高度専門職業人を養成する。

(現代マネジメント研究科)

第4条 現代マネジメント研究科は、社会の諸活動、諸問題等に係る広義のマネジメントに関する専門の学術を総合的に考究することにより、主体的に問題を発見し、解決する行動力及び管理者能力並びに高度な研究能力を兼ね備えた人材を養成する。

2 現代マネジメント専攻修士課程は、前項に基づき、経営領域、会計・税務領域、経済・公共領域の専門的な学術の総合的な教授研究を通して、各領域の高度な知識の総合的な活用により、現代社会の諸問題を解決するとともに、新たな価値を生み出し、現代社会の発展に寄与することができる人材を養成する。

(教育学研究科)

第5条 教育学研究科は、教員養成に関わる学校教育の理論的かつ実践的な教授研究を通して、教育に関する高度な専門的知識及び優れた実践的指導力を備え、教職生活全体を通じて学校における諸課題を探究し続け、自らの知識・技能の絶えざる刷新を図ることのできる高い知性及び豊かな人間性を備えた高度専門職業人としての教員を養成する。

2 教育学専攻修士課程は、前項に基づき、学校教育及び幼児教育における様々な実践的課題の教授研究を通して、教育に関する高度な専門的知識及び優れた実践的指導力を備え、学校において指導的な役割を担うとともに、時代の求める教育の諸課題に常に柔軟に対応することができる高度専門職業人としての教員を養成する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第3号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第10号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第8号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

椋山女学園大学大学院学位規準

平成14年大規準第13号

平成14年3月19日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、椋山女学園大学大学院学則(昭和52年学則第1号。以下「学則」という。)第13条第4項の規定に基づき、学位授与に関する必要な事項を定める。

(専攻分野の名称)

第2条 椋山女学園大学大学院において授与する学位は、修士及び博士とする。

2 修士及び博士の学位を授与するにあたっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記する。

生活科学研究科	修士(生活科学) 博士(人間生活科学)
人間関係学研究科	修士(人間関係学)
現代マネジメント研究科	修士(マネジメント)
教育学研究科	修士(教育学)

(学位論文等)

第3条 本学大学院の課程の修了による学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文を添えて、当該研究科を経て、学長に提出するものとする。

2 学則第10条第2項の規定により、特定の課題についての研究の成果(以下「特定課題研究成果」という。)の審査を受けようとする者は、所定の特定課題研究成果審査願に特定課題研究成果及び趣旨書を添えて提出するものとする。

3 博士の学位の授与を受けようとする者は、第1項の書類に論文目録及び学則に定める学位論文審査手数料を添えなければならない。

第4条 学則第13条第2項の規定により、博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、履歴書及び学則に定める学位論文審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。

第5条 前条により申請しようとする者は、所定の様式により学位論文の論文要旨を当該研究科長あて提出し、その主題及び内容について予め研究科長の了承を受けるものとする。

2 第3条の学位論文審査願若しくは特定課題研究成果審査願又は前条の学位申請書を受理したときは、学長は、これを当該研究科委員会に付託するものとする。

第6条 提出する学位論文又は特定課題研究成果は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 研究科において必要があると認めるときは、学位論文又は特定課題研究成果の副本、訳本、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

(審査委員会)

第7条 研究科委員会は、修士の学位論文又は特定課題研究成果の提出があったときは、審査委員会を設けてこれを審査させる。

2 審査委員会は、当該専攻の教授及び関連する科目の担当教授2名をもって構成する。この場合において、必要あるときは、准教授又は講師を審査委員として加えることができる。

3 審査委員会の運営に関する事項は、研究科委員会においてこれを定める。

(調査委員会)

第8条 研究科委員会は、博士の学位論文の提出があったときは、博士後期課程を担当する教員の中から調査委員3名を選出して、論文についての調査及び試験を行わせる。

2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が必要と認めるときは、1名に限り、研究科委員会を構成する教員以外の本学教員をもって調査委員に充てることができる。

3 研究科委員会が必要と認めるときは、第1項の委員を増員し、又は論文の調査若しくは試験の一部を他の大学の大学院又は研究所等の教員等に委嘱することができる。

(審査及び調査の方法)

第9条 審査委員会及び調査委員会は、論文審査若しくは特定課題研究成果審査又は論文調査を行い、かつ、論文又は特定課題研究成果を中心として最終試験を行うものとする。

2 第4条の規定により学位の授与を申請した者に、必要な学識確認のための試験を行う。

3 前項の試験に関する事項は、当該研究科の定めるところによる。

第10条 審査委員会及び調査委員会は、論文若しくは特定課題研究成果についての審査又は調査終了後速やかに、学位論文若しくは特定課題研究成果の内容の要旨、審査又は調査の要旨及び試験の結果の要旨を研究科委員会に文書をもって報告するものとする。

(可否の判定)

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、可否を判定する。

2 前項の判定には、委員総数の3分の2以上の出席を要し、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(単位認定)

第12条 研究科委員会は、修士課程及び博士後期課程の授業科目について単位認定を行う。

2 前項の認定には、委員総数の3分の2以上の出席を要し、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学位審査結果の報告)

第13条 研究科委員会において、学位が授与できるものと議決したときは、当該研究科長は、学位論文又は特定課題研究成果、学位論文又は特定課題研究成果の内容の要旨、審査又は調査の要旨及び試験の結果の要旨を添えて学長に報告しなければならない。

2 研究科委員会において博士の学位を授与できないものと議決したときは、当該研究科長は、その旨を文書をもって学長に報告するものとする。

(審査期間)

第14条 修士論文又は特定課題研究成果の審査及び試験は、在学期間中に終了するものとする。

2 博士論文の調査及び試験並びに学識の確認は、論文受理後9月以内に終了するものとする。ただし、当該研究科において特別の事由があると認めるときは、その期間を9月以内に限り延長することができる。

(学位の授与)

第15条 学長は、第13条の研究科委員会の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与できると認めたる者に対して、学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。

2 学位記の様式は、修士にあつては様式第1号、第3条第1項及び第2項による博士（以下「課程博士」という。）にあつては様式第2号、第4条による博士（以下「論文博士」という。）にあつては様式第3号のとおりとする。

3 学位授与関係書類の様式は、修士にあつては様式第4-1号又は様式第4-2号、課程博士にあつては様式第5号、論文博士にあつては様式第6号のとおりとする。

(学位授与の報告)

第16条 学位を授与したときは、学長は、これを学位簿に登録する。

2 博士の学位授与については、学位を授与した日から3月以内に所定の学位授与報告書により、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第17条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第18条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該学位論文の全文をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、学長の承認を受けて、その内容を要約したものをインターネットの利用により公表するものとする。

(学位の取消し)

第19条 修士又は博士の学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、その授与した学位を取り消したうえ、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(規準の改廃)

第20条 この規準の改廃は、研究科委員会の議を経て大学院委員会に諮り、学長が決定する。

附 則

この規準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年大規準第23号）

この規準は、平成16年12月21日から施行する。

附 則（平成19年大規準第4号）

- 1 この規準は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日以前における椋山女学園大学及び椋山女学園大学短期大学部の助教授としての在任期間は、改正後の椋山女学園大学名誉教授称号授与規準第2条第2項の准教授としての在任期間とみなす。

附 則（平成23年大規準第6号）

この規準は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成25年大規準第6号）

この規準は、平成25年6月18日から施行する。

附 則（平成26年大規準第1号）

この規準は、平成26年4月1日から施行する。

（様式第1号～様式第6号 別添）

様式第1号（修士）（第15条関係）

修第 号	梶山女学園大学 印	年 月 日	修士（○○○○）の学位を授与する	専攻所定の修士課程を修了したので	本学大学院○○○○研究科○○○	氏 名	生 年 月 日	学 位 記
---------	--------------	-------------	------------------	------------------	-----------------	--------	------------------	-------------

様式第2号（課程博士）（第15条関係）

博第 号	梶山女学園大学 印	年 月 日	授与する	博士（人間生活科学）の学位を	博士後期課程を修了したので	人間生活科学専攻所定の	本学大学院生活科学研究科	氏 名	生 年 月 日	学 位 記
---------	--------------	-------------	------	----------------	---------------	-------------	--------------	--------	------------------	-------------

論博第 号	梶山女学園大学 印	年 月 日	授与する 博士（人間生活科学）の学位を 審査及び試験に合格したので	氏 名	生 年 月 日	学 位 記
----------	--------------	-------------	---	--------	------------------	-------------

年 月 日

椋山女学園大学
学長 様

研究科 専攻修士課程
年入学
氏名 印

学位論文審査願

このたび修士(〇〇〇)の学位を受けたく学位論文を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。

注：1. 修士の括弧の〇〇〇内は、学位に付記する専攻分野の名称を記入する。

2. 記名及び押印は、自筆署名をもってかえることができる。

年 月 日

椋山女学園大学

学長

様

研究科 専攻修士課程
年入学
氏名 印

特定課題研究成果審査願

このたび修士(〇〇〇)の学位を受けたく特定課題研究成果を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。

注: 1. 修士の括弧の〇〇〇内は、学位に付記する専攻分野の名称を記入する。

2. 記名及び押印は、自筆署名をもってかえることができる。

年 月 日

椋山女学園大学
学長 様

生活科学研究科人間生活科学専攻博士後期課程
年入学

氏名 印

学位論文審査願

このたび博士（人間生活科学）の学位を受けたく学位論文及び論文目録、履歴書を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。

注：記名及び押印は、自筆署名をもってかえることができる。

年 月 日

相山女学園大学
学長 様

現住所

氏名 印

学 位 申 請 書

このたび博士（人間生活科学）の学位を受けたく学位論文、論文目録、履歴書及び学位論文審査料金を添えて申請いたします。

注：記名及び押印は、自筆署名をもってかえることができる。

椋山女学園大学大学院科目等履修生規準

平成11年大規準第9号
平成11年4月20日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、椋山女学園大学大学院学則（以下「学則」という。）第29条第1項及び椋山女学園大学大学院履修証明プログラム規程（以下「規程」という。）第16条の規定に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

2 科目等履修生には、履修証明プログラムを履修する者（以下「履修証明プログラム生」という。）を含む。

(履修資格)

第2条 科目等履修生の履修資格は、学則第15条に規定する大学院入学資格を有する者とする。

(出願手続)

第3条 科目等履修生として履修を志願する者は、指定期日までに、次の書類に学則別表第3に定める検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修願（本学所定様式） 1通
- (2) 履歴書 1通
- (3) 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書及び成績証明書 各1通
- (4) 健康診断書 1通
- (5) 写真 1枚
- (6) その他本学が必要とする書類

(検定及び許可)

第4条 検定は、当該研究科において、書類選考及び必要に応じて面接選考により行うものとする。その結果に基づき、当該研究科委員会の審議を経て学長が履修を許可する。

2 前項の規定により履修を許可された者に対し、科目等履修許可証を発行する。

(学費等)

第5条 履修を許可された者は、指定の期日までに、学則別表第4に定める登録料及び履修料を納付しなければならない。

2 教職課程に係る授業科目を履修する場合は、前項のほか、当該課程等の履修費を別に徴収することができる。

3 実験・実習等の科目を履修する場合は、経費を別に徴収することがある。

4 履修証明プログラム生は、第1項の規定にかかわらず、規程別表第1及び第2に定める受講料等を納付しなければならない。

5 前4項により納付された履修料等は、一切返還しない。

(履修期間)

第6条 科目等履修生の履修期間は、履修を許可された日から1年以内とする。

2 許可された期間を終了後、継続して履修を志願する場合は、改めて出願するものとする。

3 履修証明プログラム生の履修期間は、第1項の規定にかかわらず、履修を許可された日から原則として連続した2年以内とする。

(履修の範囲)

第7条 科目等履修生の履修の範囲は、次のとおりとする。

(1) 原則として講義科目に限るものとする。

(2) 上限5科目とする。

2 教職課程に係る授業科目については、前項の規定にかかわらず、履修することができる。

3 履修証明プログラムに係る授業科目については、第1項の規定にかかわらず、履修することができる。

(単位の認定等)

第8条 履修した授業科目の単位認定及び成績評価は、当該研究科委員会で行う。

(証明書の発行)

第9条 前条により単位を認定された者には、単位修得証明書を発行する。

(履修許可の取消し)

第10条 科目等履修生として不適当な行為があったときは、履修許可を取り消すことがある。

(他の規則の準用)

第11条 この規準に定めるもののほか、学則その他学生に関する規定は、科目等履修生にこれを準用する。

(図書館の利用)

第12条 科目等履修生は、本学の図書館を利用することができる。

(その他)

第13条 科目等履修生は、定員外とする。

(雑則)

第14条 この規準に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、当該研究科委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年大規準第14号）

この規準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年大規準第2号）

この規準は、平成19年1月17日から施行する。

附 則（平成19年大規準第8号）

この規準は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成25年大規準第10号）

この規準は、平成25年12月17日から施行する。

附 則（令和5年大規準第1号）

この規準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年大規準第13号）

この規準は、令和5年11月21日から施行する。

椋山女学園大学大学院聴講生規準

令和2年大規準第1号

令和2年1月24日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、椋山女学園大学大学院学則(昭和52年学則第1号。以下「学則」という。)第29条第2項の規定に基づき、聴講生に関して必要な事項を定める。

(聴講資格)

第2条 聴講生の聴講資格は、学則第15条に規定する大学院入学資格を有する者とする。

(出願手続)

第3条 聴講生として聴講を志願する者は、指定期日までに、次の書類に学則別表第4に定める検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 聴講願(本学所定様式) 1通
- (2) 履歴書 1通
- (3) 最終学校の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書及び成績証明書 各1通
- (4) 健康診断書 1通
- (5) 写真 1枚
- (6) その他本学が必要とする書類

(検定及び許可)

第4条 検定は、当該研究科において、書類選考及び必要に応じて面接選考により行うものとし、その結果に基づき、研究科委員会の審議を経て学長が聴講を許可する。

2 前項の規定により聴講を許可された者には、聴講許可証を発行する。

(登録料及び聴講料)

第5条 聴講を許可された者は、指定の期日までに、学則第29条第2項に定める登録料及び聴講料を納付しなければならない。

2 前項により納付された登録料及び聴講料は、一切返還しない。

(聴講期間)

第6条 聴講生の聴講期間は、聴講を許可された日から1年以内とする。

2 許可された期間の終了後、継続して聴講を志願する場合は、改めて出願するものとする。

(聴講の範囲)

第7条 聴講生が聴講することができる授業科目の範囲は、原則として、聴講を許可された研究科の講義科目に限るものとし、1科目又は数科目とする。

(単位の認定)

第8条 聴講した科目の単位修得の認定は、行わない。

(聴講許可の取消し)

第9条 聴講生として不適当な行為があったときは、聴講許可を取り消すことがある。

(他の規程の準用)

第10条 この規準に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規定は、聴講生に準用する。

(図書館の利用)

第11条 聴講生は、本学の図書館を利用することができる。

(雑則)

第12条 この規準に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て学長が定める。

(規準の改廃)

第13条 この規準の改廃は、研究科委員会の議を経て大学院委員会に諮り、学長が行う。

附 則

この規準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年大規準第14号)

この規準は、令和5年11月21日から施行する。

椋山女学園大学大学院研究生規準

平成6年大規準第1号
平成6年6月30日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、椋山女学園大学大学院学則（以下「学則」という。）第29条の規定に基づき、研究生に関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 研究生として研究を志願することができる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 当該大学院研究科を修了して修士の学位を得た者
- (2) 研究科委員会において、前号と同等以上の学力があると認められた者

(研究の始期)

第3条 研究生の研究の始期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(出願手続)

第4条 研究生として研究を志願するものは、指定期日までに、次の書類に学則別表第3に定める検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 大学院研究生願書（本学所定様式） 1通
- (2) 履歴書 1通
- (3) 健康診断書 1通
- (4) 写真 1枚
- (5) 最終出身校の修了証明書及び成績証明書 各1通
- (6) その他本学が必要とする書類

(検定及び許可)

第5条 検定は、当該研究科において、書類選考及び必要に応じて面接選考により行うものとする。その結果に基づき、当該研究科委員会の審議を経て学長が許可する。

- 2 前項の規定により研究を許可された者に対し、研究許可証を発行する。

(学費等)

第6条 研究生として研究を許可された者は、指定の日までに学則別表第4に定める登録料及び研究料を納付しなければならない。

- 2 実験実習費等研究に要する費用（以下「実習費」という。）は、研究生の負担とする。
- 3 既納の学費等は、理由の如何を問わず返還しない。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、研究を許可された日から1年とする。

- 2 前項の期間の延長を希望する者は、改めて出願するものとする。

(研究報告)

第8条 研究生は、研究期間の終わりに、研究報告書を指導教授を経て研究科長に提出しなければならない。

(研究許可の取消し)

第9条 研究生として不適当な行為があったときは、研究許可を取り消すことがある。

(他の規則の準用)

第10条 この規準に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規定は、研究生にこれを準用する。

(図書館の利用)

第11条 研究生は、本学の図書館を利用することができる。

(その他)

第12条 研究生は、定員外とする。

(雑則)

第13条 この規準に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て学長が定める。

(改廃)

第14条 この規準の改正は、研究科委員会の議を経て大学院委員会に諮り、学長が行う。

附 則

この規程は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成11年大規準第5号）

この規準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年大規準第13号）

この規準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年大規準第8号）

この規準は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（令和5年大規準第12号）

この規準は、令和5年11月21日から施行する。

Sugiyama

星が丘キャンパス

〒464-8662 名古屋市千種区星が丘元町17番3号
TEL(052)781-1186(代) FAX(052)781-7030

- 生活科学研究科
- 現代マネジメント研究科
- 教育学研究科
- 人間関係学研究科(サテライトキャンパス)

日進キャンパス

〒470-0136 愛知県日進市竹の山3丁目2005番地
TEL(0561)74-1186(代) FAX(0561)73-4443

- 人間関係学研究科
-